

第29回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年1月18日(木) 13時 15 分～	
場 所	県庁別館2階 第1会議室D	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	1 各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換 (砂防法、森林法、土砂災害防止法、土採取等規制条例(いずれも最終)) 2 その他 3 次回の会議について	

1 開 会 (13時15分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- (1) 検証対象の法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する確認事項等についての意見交換
- (2) 次回の会議等
- (3) その他

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第 29 回会議を開催します。

それでは、次第の1、行政対応に関する考察等についての意見交換ですが、そろそろ素案も決定しなければいけないので、今日は一通り、内部意見交換も終えて最終版に近いものができてきましたので、最後、一つ一つ見ていって何かあれば修正して、明日には案を決定していきたいと思っております。

砂防法から順番に見ていきたいと思っておりますので、それでは、砂防法は、杉本さん、何かあればお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

まず、前回からの修正箇所をまた赤字で示させていただいております。

1ページ目でいうと、1つ目の表現で、「逢初川流域における」という表現に修正しております。源頭部の①地区は含まれていないということで、砂防法の位置づけというところでこのような表現に変えております。あと、図の表題のところも、「逢初川流域の砂防指定地の位置」と表現を修正しております。これが1ページ目になります。

2ページ目です。2ページ目は侵食という言葉の漢字ですが、「シンシヨク」の「シン」を「さんずい」から「にんべん」に変えております。これが通常使われている文字でしたので、こちらに修正を行っております。

3ページ目は、特に修正はございません。

続いて4ページ、5ページも特に修正はございません。

6ページ目の1998年10月28日の内容の1ポツ目の表記ですが、前回、これは「流域全体」という表現をしていたのですが、公文書上の表現が「流域の上部は」という記述でしたので、公文書と同じ表現に修正をしております。

7ページは特にございません。

8ページ目、9ページ目もございません。

10ページ、11ページも修正はございません。こういう形で進めていってよろしいですか。

○内藤総務局長

いいですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

12ページもないです。

13ページ目の(2)の確認・判明した事実関係の2ポツ目の表記ですが、管理された植林地帯を指定していないことについて、もう少し分かりやすくとか具体的に示すために、「山腹の崩壊は特段認められていないため」というように文言を追加させていただきました。

14ページ目は特にないです。

15ページ目ですが、一部追記を、表記の仕方、言葉の表現の修正になりますが、前回「土地改変行為の状況やその後の対応の詳細を確認することができなかった」というところを、今回、「土地改変行為の詳細な状況やその後の対応を確認することができなかった」ということで、一部表現の修正をさせていただきました。これは聞き取り調査の内容の文言からの文章です。あと、その下、15ページの3ポツ目ですが、表現の修正で文章の最後の表現を「考えていなかったことを確認した」という表現にしております。

続いて16ページです。考察について、1ポツ目の内容を改めて読んでみると、3行目に書いてありますが、「行為制限を目的とした砂防指定の基準に該当するものであったと考えられる」ということですが、この内容が、実際はここまで断定できるようなところまでの、行政文書等のヒアリングも含めて確認できるような内容ではなかったもので、その辺の修正を考えております。

その代替案はできていませんが、それがまず1点。あと、2ポツ目の内容と、17ページ

の2ポツ目の内容が、同じようなことを繰り返し記載しているところもありますので、その辺、文章をもう一度見直したいと考えます。ですので、この考察については1ポツ目、2ポツ目、3ポツ目、4ポツ目の表現を再度、あしたまた皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、17 ページ目の3ポツ目ですが、ここについては前回指摘を受けて、記載の追加をさせてもらいました。追加指定を検討する余地があったことを補足する内容として、「不適切な土地改変行為について砂防法として関与するため」という文章を追記させていただきました。

18 ページ目は特になくて、19 ページ目に条例の改正内容を追記させていただきました。来年4月1日施行予定の条例の改正内容を、4項目記載させていただきました。それが19 ページ目です。

20 ページ目については、特にございませぬ。

以上が砂防法についての内容になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

先ほどの16 ページ、17 ページの考察については1から4ということだったんですけど、もう一度全体を通して話の内容が通るかどうかというところがありますから、全体をもう一度見直したいと思いますので、ここはあしたお願いします。

○内藤総務局長

お願いします。それでは、皆さんのほうから御意見等ありましたらお願いします。

○清水総務局参事

これ、PTS出てくるんじゃないですか。

○内藤総務局長

PTS、ああ、そうか。1枚目から。1枚目、何かありますか。皆さん。いいですかね。

○清水総務局参事

これ、時点も入れるとかなんとかって。

○内藤総務局長

そうか。すみません。僕も思ったんですが、この図の逢初川流域の砂防指定地の位置とありますが、これは現状はもう変わっているんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現状が、要するに、新しく今回新設の砂防堰堤をつくっているので、この砂防指定地は、この下に、今回、旗上げしたところの右下に水色でハッチングしているところがあると思うんです。これが新しく。

○内藤総務局長

これですよね。新しく。この後、点々、点々って何か、この線は何ですかね。真ん中の辺に。

○清水総務局参事

点々が幾つかある。この伊豆山神社のちょっと上辺りと。

○片山廃棄物リサイクル課長

右斜めに伸びている。

○清水総務局参事

あと、この右側のほうにも3本ぐらい点々、点々って。この鳴沢、伊豆山という言葉と。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

鳴沢と書いてある、ここはトンネル。

○内藤総務局長

これ、トンネルじゃないか。

○片山廃棄物リサイクル課長

新幹線。

○清水総務局参事

そういうことか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、トンネル。

○内藤総務局長

これは新しい砂防堰堤のところにある点線は、これは何だろう。

○清水総務局参事

これも何かあるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

高圧線プラントも取り込んでいますので。

○内藤総務局長

とにかく、変わっているもので、指定地の位置というところに、タイトルのところに、「砂防指定地の位置(令和3年7月時点)」とか入れたほうがいいかなと思った次第なんですけどね。

○清水総務局参事

囲っていないだけで、新しい砂防指定地も入っているんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

入っています。そう考えると、このオレンジ色とか赤色で書いてあるのが、これは土砂法の土石流危険渓流ですね。警戒区域、特別警戒区域の位置を示しているんですね。ですから、今の話になってくると、凡例みたいなものをつけておかないといけないということですかね。

次の土砂法にも同じ図面をつけているんですけど、これ、見てもらうと今回の逢初川の警戒区域を、黄色のハッチングで縁をブルーで示していますけど、今回これになると、先ほどの砂防指定地は当然このような表現になっているんですね。

ちなみに、砂防法の新設砂防堰堤の指定については令和4年の何月だと思うので、令和3年4月というわけじゃないので、令和3年4月の時点はこの分はありませんから。

○内藤総務局長

ないですよ。今だからそれ、枠を消してあるから、あえて消したのかなと思ったんですけど。現状の。

○清水総務局参事

たしかもともと全部入っていたものを取ったんですよ。

○内藤総務局長

この土石流が起こったときの時点に合わせてくれているのかなと思ったものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それがですね、これ、消すことができなかったもので、もう、今のGAS上のものから持ってきていますので、消すことは。

○清水総務局参事

入っているのがもう、なんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ベースになっているので。

○内藤総務局長

それでいいのか。

○清水総務局参事

それか、この位置というところで、括弧で、令和3年7月現在で指定されていたものを青く囲っているみたいな。何か回りくどくなりますかね。回りくどいですね。

○内藤総務局長

でも、いいか、そういう意味では、砂防指定地宣言 1999.2.16 ということで書いてあるので、分かりました。それはいいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですか。

○内藤総務局長

はい。1ページ目について、何かほかにありますか。

○清水総務局参事

昨日、皆さんのところにメールで、目次の案ということで送らせていただきましたが、砂防法が各法令の検証の一番最初のものになりますので、この砂防法の上に、4の検証体制の法令に係る県の行政対応についての検証結果というのをに入れていただきたくてですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

二重丸で書いてあるけど、その二重丸が。

○清水総務局参事

二重丸がこのローマ数字みたいな i になるという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

小文字の i ということですね。

○清水総務局参事

今回この検証の中でいろんな法律が出てきていますので、「法」という表記だと、当然この砂防法で「法」と書いてあれば砂防法であることは自明といえば自明なんですが、ちゃんと区別ができたならということで、括弧書きで「法」となっているところについては、砂防法って形になればなというふうに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
何を。

○清水総務局参事

1ページ目の2の制度概要の1ポツ目で、「若しくは制限すべき土地である。(法第2条)」となっている。ここを砂防法第2条という形で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
なるほど。

○清水総務局参事

あと、文章の中で「本法」と書いてある部分については、ここは砂防法のページなので、本法と書いてあれば分かるかなと思ったので、そこは直さなくてもいいかなと思いました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ほかに。

○内藤総務局長

ほかはなかったと思いますよ。砂防法は。というのは、本当はこれでいいにしようと思ったら、都市計画法が全部都計法と書いてあったので。

○福田土地対策課長

都市計画法は全部書いてあるんですよ。単に法何条と書いて……。

○清水総務局参事

ただ単に「法」となっていると、いろいろな法律が出てくるものですから。その区別ができるようにしたほうがいいかなというところですね。

○内藤総務局長

1ページ目はほかにありますか。片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

最初にそろえておいたほうがいいかなと思った表現が幾つかあって、例えば2のところで、ほかにも出てくるんですけど、「または」と言ったときの「または」って、基本的に漢字の「又は」でいいのかなというのと、あと、「おそれ」は平仮名が多いかなと思いますが、漢字が入っているところもあるので、平仮名の「おそれ」でいいかなと。

○清水総務局参事

「おそれ」は平仮名というイメージ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっとこれ、引用しているところの文章になるので、そこと合わせたいなというのがありますので、法律とか国から出ている通知文とか、そういうものがあるから。

○片山廃棄物リサイクル課長

通知からの引用はそのまま持ってくるしかないかと思うんですけど。

○清水総務局参事

元があるやつは元に合わせているということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。ちょっと確認します。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。あと、「何々に当たり」、「当たって」と、「当たる」が漢字と平仮名と。

○内藤総務局長

漢字ですよ。それは普通はね。

○片山廃棄物リサイクル課長

漢字かなと思って、そのあたりが気になっていたところです。

○内藤総務局長

なるほど。それを言い出すと出てくるかもしれないですね。

○清水総務局参事

最後。

○内藤総務局長

そういうところはもう本当に最後の最後に。

○片山廃棄物リサイクル課長

最後に変換でやっしまえばいいと思うので、そのあたりだけ気になりました。

○清水総務局参事

あと、砂防法ではなくて全体のところで。今のことにも通じるんですが、出先機関の書き方だとか区域の表し方、①区域とか②区域とかあるんですが、それは冒頭で凡例をつくって、例えば県熱海土木事務所だったら県熱海土木と言うみたいな、略称をこの中で使ってきますという凡例を一番最初につくるので、基本的に出先の呼び方と区域の呼び方は、それぞれの法律の中ではもう略称をいきなり使い始めるという形で。逢初川源頭部何とか区域となっているものは、最初から⑥区域なら⑥区域と書いてしまうような形で統一させていただけたらと思っています。どれを略称取るかというのはお知らせします。

○内藤総務局長

いいですかね。

○清水総務局参事

いいです。

○内藤総務局長

そのほかいいですか。では、めくって2ページ、3ページの辺りでいかがでしょうか。よろしいですか。

では、4ページ、5ページ。

○清水総務局参事

いいですか。5ページの事実関係の整理の見出しのところで、目次にも書かさせていただいて、ほかとの並びも見て、今、「砂防指定地の指定手続きにおける事実関係の整理」となっていますが、「おける」が重複していることもあるので、「砂防指定地の指定に係る事実関係の整理」という形で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

関わるということね。

○清水総務局参事

あと、この事実関係のところの書き方というか、見せ方というかなんですが、9月議会の常任委員会の資料の中では、県の行為についてはゴシックの強調で、それ以外は明朝でというルールで作成していて、この報告書になったときにどうするかというのはまだはっきりしていなかったんですが、報告書の実事関係についても、基本的に県が主語になるものはゴシックの強調にして、ただ、土砂法なんかは、伊豆山に関係ないところはたしか明朝にしていたりとかしたと思ったので、それはそのままいいかなと思いますが、県が主語になるものはゴシックの強調。見出しの部分ですね。例えば5ページで言うと、

9月2日の国の砂防指定地進達・・・において再検討を求められるというこの見出しの部分についてはゴシック強調という形で、統一をしていただけたらと思っています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
この表現でいいということね。

○清水総務局参事
そう。砂防法はこれでいいです。あと、この事実関係のところだけですが、「。」はやめた
いなど思っていて、文章になっているものですから、最後に「。」がつくのは普通なんです
が、その「。」を全部取っ払ってしまおうかなと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
5ページ目のところの「。」がついているもの。

○清水総務局参事
そう。例えば「コメントを受ける。」となっているんですが、「。」は取るような形で、6法令
というか全体の論点も含めれば7項目全てについて、この事実関係の部分については
「。」を取るというような形で統一をさせていただけたらと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
では、6ページ目のところの内容も全部取っていくということ。

○清水総務局参事
そうですね。なので、ゴシックじゃないところも「。」が入っているところは「。」を全部取
ってしまうという形で、聴き取り調査の結果も含めて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
聴き取り調査もね。

○清水総務局参事
はい。もし文章がつながっていて、「。」でまた文章が始まってというものがあればポツ
にしてもらおうという形で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それ、結構手間だね。

○大川井森林保全課長
今の5ページの3の事実関係の整理のところは「。」を取っていくんだけど、4ページか
ら5ページのところも、同じように時系列で書いてあるけど、ここは「。」をつけるのです

か。

○清水総務局参事

これは、こっちも取ったほうがいいですかね。同じような感じなので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

制度の概要のところから。

○清水総務局参事

この時系列で並べてあるようなものは取るような。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは時系列のところだけでいいということだね。

○清水総務局参事

時系列のところだけで。

○片山廃棄物リサイクル課長

ポツ書きで一文になっているもので、あえて句点は要らないという考え方でいいですかね。

○清水総務局参事

なくてもいいかなというのが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですね。全部そうですね。文章が2つ続いているというのはないですものね。

○清水総務局参事

基本的にはそんなにならないと思うので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。だから、あえて。

○清水総務局参事

もしつながっているものがあれば、それはポツにすればいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですね。

○清水総務局参事

多分、そんなにならないと思うですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

4番の論点と考察に行くと。

○清水総務局参事

それは普通です。それは文章なので。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは普通でいいんだね。分かりました。

○清水総務局参事

なので、事実関係の整理のところだけです。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

4ページ、5ページ、よろしいでしょうか。では、6、7ページ。清水さん。

○清水総務局参事

体裁の統一だけで、7ページの例えば4月25日の内容のところですが、「内容」で囲っていて、括弧で「公文書に記載された現地の状況」ということで書き分けていますが、「現地の状況」を四角で囲って「内容」に置き換えるというような、ほかのところが「内容」で「現地の状況」となっていないと、基本的に現地の状況の部分を四角で囲って見出しにしている形になっているので、それで統一できたらなと思ひまして。言っている意味、通じていますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

「内容」という四角がなくなるということですか。

○清水総務局参事

例えば、8ページで、その一番下の16年の4月以降で、「巡回内容及び記録」という言葉を四角で囲っているじゃないですか。だから、こういう形にするという意味です、見出しがあるものについては。見出しがないものについては、「内容」で四角に囲っているんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど、分かった。となると、7ページの一番上の4月25日は「内容」を消して「公文書に記載された現地の状況」を四角で。

○清水総務局参事

もう「現地の状況」だけでもいいかなと思ってですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

10月8日は。

○清水総務局参事

「県担当者の認識」。

○内藤総務局長

9日みたいに括弧が2つあるものはどうするの。これも、四角にすればいい。

○清水総務局参事

そう、「現地の状況」と「県担当者の認識」を。

○内藤総務局長

両方四角にしたらいいんだね。

8ページのこれは内容しかないから、内容。

○清水総務局参事

内容しかないものは「内容」でいいので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

6ページもそういうことか。

○内藤総務局長

そうですね。内容しかないのは内容ですね。

○清水総務局参事

(6ページに)理由というものがありませんね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは「理由」だけ四角にするということ。

○清水総務局参事

「見送る理由」ですかね、これは。でも、「理由」でいいですね。上に、「次の理由で見送

る」と書いてあるので、理由と書けば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
10月28日は「進達書の内容」。

○清水総務局参事
「指定方法についての記載」とかでもいいかもしれないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうすれば1行減るってことか。全体的に文章も減るし。

○清水総務局参事
ええ。

○内藤総務局長
ほかはそうなっているということ。

○清水総務局参事
ほかとの並びというところ。あと、7ページの4月25日の聴き取りの結果の2ポツ目で、「現地を見た際には土地改変行為は行っておらず」と書いてありますが、「行われておらず」のほうがいいかなと思ひまして、細かいところばかりですが、校正というところで。

○内藤総務局長
その他ありますでしょうか。では、8ページ目、9ページ目はどうでしょうか。

○清水総務局参事
自分はないです。

○内藤総務局長
いいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここも全部「。」は要らないということだよな。

○清水総務局参事
そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

聴き取り結果も含めて、四角の中はそういうことですよ。

○内藤総務局長

この箇条書というかポツのやつは「。」は要らないということね。

○清水総務局参事

基本的に。

○内藤総務局長

では、10 ページから 11 ページはどうでしょうか。

10 ページの(2)の聴き取り調査結果で「以下の状況であったことを確認した」となっていますが、これだと今回の検証で確認したように誤解を与えるかなと思って。「確認していた」とか「確認している」とか、そういう表現に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「している」がいいな。

○内藤総務局長

「している」に直せますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいです。「。」が要らないということだね。

○内藤総務局長

そうですね。

あと、これはほかの法令もそうですが、論点の前に特別委員会からの提言というのは入れていただきたい。

○清水総務局参事

「特別委員会の提言」でいいですか。都計法は入れているよね。

○内藤総務局長

うん。都計法みたいな感じ。

○片山廃棄物リサイクル課長

森林法も入っている。

○内藤総務局長

まず、特別委員会からこういう提言があったというのは、四角に入れてもらって、その下にまた四角で論点。

○清水総務局参事

タイトルは「特別委員会提言の概要」でいいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

土採取なんかは、それをまねればいいですかね。

○清水総務局参事

都計法と。なので、都計法は「都市計画法に関する」と書いてあるんですが、それは要らなくて、「特別委員会提言の概要」として。9月の常任委員会の資料に、提言が入ったものがあるのでそれを、コピーして貼りつけていただくような。

○内藤総務局長

あと論点があって、論点①②③④というのは、ほかに合わせて(1)(2)(3)(4)にしてください。そんなところかな。

○清水総務局参事

11 ページの別表1ですが、溪流名でルビを振っているますが、ルビが切れてしまっている。

○片山廃棄物リサイクル課長

上のほうが切れている。

○清水総務局参事

なので、これは何か下に持って、どうやって持ってくるかはあれなんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

ルビが欠けているというか。

○内藤総務局長

プリンターのあれかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いや、自分はきれいに出ています。

○清水総務局参事

本当ですか。

○内藤総務局長

うちはこういうふうに出ているんですよ。

○清水総務局参事

ファイルを見ても何か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

本当だ。おかしいね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。確かに画面もなっているんですよ。

○内藤総務局長

パソコンによって違うのかな。

○清水総務局参事

どうなんですかね。溪流名は真ん中に持っていく、真ん中置きするとあれなんですかね。でも、ほかとずれてしまうか。真ん中置きすると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ルビが見えるようにするということ。

○清水総務局参事

そうです。あと、もう1個 11 ページで、11 ページの1ポツ目、「逢初川以外の溪流では」というところの3行目に、「資料により確認することができなかった」となっていますが、この資料というのは公文書とかというのはあれですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

公文書ですね。

○清水総務局参事

いいですかね。

○内藤総務局長

ほかにはよろしいでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここの「。」も外して、こっちはいいんだ。

○清水総務局参事

こっちはいいです。事実関係のところだけです。

○内藤総務局長

では、12 ページ、13 ページ。

12 ページの、表の下の1ポツ目に、「98年10月28日の」というところの3行目に、「困難な」と書いてありますが、そうになっていたんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、原文が、メモ書きがそのままということです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

メモの、そう。

○内藤総務局長

日本語として何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

原文のままって入れますか。

○内藤総務局長

原文ままって入れるか。

○片山廃棄物リサイクル課長

何かどこかの記録に原文ままって。

○清水総務局参事

それは新聞記事。

○片山廃棄物リサイクル課長

新聞記事。片仮名でママと書いてある。

○内藤総務局長

「困難な」とって読めないんだけどな、これを見ると。

○清水総務局参事

「指定は困難」で切ってもいいかもしれない。

○内藤総務局長

そう。「指定は困難」でもう切っちゃう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこまででも、このくらいでどうなるか。

○清水総務局参事

いや、でも、そこは大丈夫じゃないですかね。指定は困難と書いてあるところは別に触ってないので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいです、それは。

○内藤総務局長

意味が取れないようになる。確かにそう見えないこともないけど。

○清水総務局参事

「なたと」みたいな。

○内藤総務局長

「なたと」、なので小さい「つ」はないですよ、この原文には。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうだった。

○内藤総務局長

「困難なたと」、なので、「困難」で止めればいいのかなど。それともう1個、考察のところ、考察の1ポツ目がものすごく長くて、読みにくかったので、一番最後行の「状況に応じて進めるとした」で切って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

このことは。

○内藤総務局長

「このことは」でつながって、「重視したものである」と。

あと、もう1つ、13 ページの2ポツ目、「以上のことから」というところは、1ポツ目と結局同じことを言っているのかなと思って不要かなと思ったんですが、どうでしょうか。

溪流ごとに現地の状況に応じて必要な範囲で検討されて指定進達していたとその前

のポツで言っていて、また結局同じことを言っているのかなと思ったんですけど。

私は以上です。

○清水総務局参事

今のところ、「大きな違いは見られない」で止めるというのもありですかね。改めて論点を見ると、逢初川と同時に指定された溪流と比較して、指定範囲の考え方が妥当であったかという論点になっているので、ほかの溪流と比較してどうだったかという考察があったほうが良いような気がしたので、過程に大きな違いが見られないとか、なかったとか、何か。

○内藤総務局長

それを残すということか。

○清水総務局参事

その後の記述は、ダブリ感があるので。

○内藤総務局長

「逢初川と同時に指定された溪流と比較して、指定範囲の設定過程に大きな違いが見られなかった」というのは残す。

○片山廃棄物リサイクル課長

質問で起こしているのは妥当であったかなんですよね。聞いているのは、考え方が妥当であったか。

○内藤総務局長

指定範囲の考え方は妥当だと。

無理やり削らなくてもいいのかもしれない。2ポツは。

○清水総務局参事

それか、「見られず、妥当な検討がされていたと言える」で、本当にダブリ感があるところだけ削って。

○内藤総務局長

まあいいか、削らなくていいです。

ほかよろしいですか。

○清水総務局参事

細かい話なんですけど、(2)の事実関係の3行目で、逐条砂防法によれば・・・ときて、「治水上砂防のためにのみなし得るとしている」となっていますが、「されている」のほう

がいいかなと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
「している」じゃなくて「されている」で。

○清水総務局参事
あと、同じポツの中の最後のところ、「必要最小限度に止めるべきとしている」というのも「されている」のほうがいいかなと。

○内藤総務局長
ほかよろしいでしょうか。

○清水総務局参事
もう1個。これは砂防法に限らずなんですが、この中で下線を引いてあるところがありますが、下線とかゴシック強調とかというのが混在しているところがありますので、強調したいときにはゴシック強調でというような形で統一できればどうですか。

○内藤総務局長
ほかよろしいでしょうか。では、14、15。片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長
14 ページのところで、「規制・管理」というのと「規制管理」という言葉が出てくるんですけど、ここはそれぞれ意味があってポツがあったりなかったりするかどうかだけですが。

○清水総務局参事
自分も同じで。ポツを入れたほうがいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
入れてそろえたほうがいいのかなと思って。

○内藤総務局長
入ってないところもあるということだね。

○片山廃棄物リサイクル課長
考察の2ポツ目が「規制・管理」になっていて、その下の表のところでは、※2「土地改変に係る規制管理」になっていて、後ろに行ってもたしか出てくる。出てきたような気がするんですけども。

○清水総務局参事

あと、14 ページの「しかし」のところにも。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

ポツを入れたほうがいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、19 ページの5の(1)の1ポツ目の後。「今回のように」のところ、「他法令により規制管理され」という、それから、3つ目の「また」から始まるポツですが、後ろから2行目のところで「当該行為を規制管理する」というところがあるので。

○内藤総務局長

確かに 19 ページの1行目、一番上の行にはポツが入っている。「規制・管理」となっていますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは、そうですね。

○内藤総務局長

まちまちになっている。では、ポツを絶対入れると。

○片山廃棄物リサイクル課長

私は以上です。

○内藤総務局長

あと、法務から言われたことですが、14 ページの表ですけど、森林法と風致地区条例と土採取等規制条例があって、宅造法は入れなくていいかと言われたんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今回入ってないよね。

○清水総務局参事

たしか 11 ページの表のほうにも、宅造規制区域が入っている。逢初川と志津摩川。

○内藤総務局長

宅造規制区域というのはあるんだよね。だから。

○片山廃棄物リサイクル課長

それはそうだよな。宅造するとなったら。

○松村砂防課傾斜地保全班長

書いた経緯を説明します。この考察のポツで書いたときの宅造法をあえて抜いているのは、もともと今回の土地改変行為自体が宅地造成を目的としていないので、該当する法令はこの3つということで入れました。逆に11ページの表は、今回の土地改変行為に関わらず、土地改変行為全般に対して関係する法令を並べているというところで、その使い分けをしています。

○清水総務局参事

それは分かるようにしたほうがいいですかね。どういう表現ができるかはあれですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

当地域における他法令による土地改変とか、そういう形になればいいということだね。

○内藤総務局長

そういうことか。「当該区域における」というのを入れればいいのか。区域の考察だからね、確かに関係ないものを入れる必要はないので。

○松村砂防課傾斜地保全班長

その区域は、宅造規制法の規制区域として入っていますけれども、今回の不適切な行為自体が、そもそも目的が宅地造成に当たらないので、宅造規制法の制限は該当しなかったので入れていません。

○清水総務局参事

区域だけで、今回の行為に係るとか、そういうイメージなんですね。

○内藤総務局長

そういうことか。では、16、17。

○片山廃棄物リサイクル課長

15ページの(3)で確認・判明した事実関係ってあるじゃないですか。2ポツ目と3ポツ目は、これは聴き取りだと思うんですけど、最後のところで「確認した」「確認した」という文章になっていて、先ほど10ページで、聴き取り調査のところは「確認している」という表現にしたと思うんですけど。

○内藤総務局長

これはだから、今回の聴き取り調査ではなくて、10 ページのところは、大分前にやったんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのときのだからということですね。では、ここは違っていいということですね。分かりました。

○内藤総務局長

そうそう。そこを区別している。

○片山廃棄物リサイクル課長

了解です。分かりました。ありがとうございます。

○清水総務局参事

14 ページの一番上の行で「指定する緊急性は低かったと判断していた」となっていますが、「低い」のほうがいいかなと思います。「緊急性は低いと判断していた。」

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこですか。

○清水総務局参事

14 ページの一番上です。「低かった」で切るのであれば「低かった」のほうがいいと思いますが、「判断していた」とついているので、「低いと判断していた」のほうがいいかなと。

○内藤総務局長

低いと判断。

○清水総務局参事

あともう1個だけ、14 ページの考察の1ポツ目の締めのところ、これはほかとの並びもありますが、「行政裁量として認められる範囲内であったといえる」となっていますが、大体「考える」としているなので、ここも「考える」でどうかなと思ったんですけども。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「いえる」じゃなくてね。

○内藤総務局長

言い方がね。

よろしいでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

先ほどの 14 ページの※2の表のところのタイトルは、結局どうする。

○内藤総務局長

区域が書けない。

○清水総務局参事

区域じゃなくて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その盛土行為というか。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

当形質変更におけるということかな。

○清水総務局参事

もうそのまま①区域の盛土行為に係るとか、それだと長過ぎますかね。盛土行為に係る他法令による規制管理とかって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

盛土行為というのは、だから、上に何ができるかによって宅造法にもなるし埋まってくるものもあるし。そうじゃないよという。

○松村砂防課傾斜地保全班長

宅造法を入れたほうがよければ入れるので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それが一番簡単かもしれません。

○清水総務局参事

そっちのほうが早い。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうだね。それもそうです。分かりづらい。だから、入れます。

○松村砂防課傾斜地保全班長

その場合の入れ方ですが、法令、条例の順で入れたほうがよろしいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

森林法の下にということですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。森林法の下に。

○内藤総務局長

そうですね。森林法の下に入れますか。

あとはよろしいでしょうか。では、16、17にかけては一部再検討していただくということですが、そのほかのところで何かありましたら、よろしいですか。

では、18、19。18 ページの考察の1ポツ目の下から2行目ですけど、「今後の方針を踏まえれば」、この今後の方針は、指定進達時の(ということ)。だから、かぎ括弧をしたほうがいいかなと思って。「指定進達時の今後の方針」とかをかぎ括弧で囲って、「を踏まえれば、当時、監視員の監視内容を改善する余地はあった」と。

そのほかありますか。清水さん。

○清水総務局参事

体裁だけの話ですが、19 ページの下にある表の上に、※で条例の改正内容という※がありますが、この※の位置が変ですので、左に寄せるのかな。ほかはみな左に寄っているの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

表のタイトルみたく見えてしまうということですか。真ん中に置くと。

○清水総務局参事

ああ、これ、表のタイトルなんですか。ほかのページの※はみな左に寄っているの、同じようなあれなのかなと思ったんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、罰則の強化というところに※が、上の文章も書いてあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

表のタイトルなのかなと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

となると、このポツの下に入っているの、※を取っちゃいますか。

○内藤総務局長

※がなくてもいいかもしれないね。

○清水総務局参事

そういうことか。「改正を行う」となっていて。改正の内容があるから、確かに分かりやすいね。

○内藤総務局長

分かるよね。※をやめますか。

○清水総務局参事

※をやめて条例改正の内容という表があるという。

○内藤総務局長

では、最後のページは。

○清水総務局参事

1ポツ目と2ポツ目の間に1行空けたって、それだけです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど。3ポツ目もね。

○清水総務局参事

3ポツ目は空いていますよね。

○内藤総務局長

3ポツ目は空いている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

空ける必要はないよということでしょう。

○清水総務局参事

空けたほうがいいということです。

○内藤総務局長

ほかは空いている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。了解。

○内藤総務局長

ほかにありますでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ごめんなさい。先ほどの18ページの「今後の方針を踏まえれば」というところ、どういう表現にすると言いましたっけ。

○内藤総務局長

そこをただかぎ括弧で囲えばと言ったんですよ。今後の方針を。

これをかぎにして、今後の方針って何のことか分からないので、それは1行目の「指定進達時の今後の方針」のことを言っているんですよね。ですので「指定進達時の今後の方針」とかにして括弧して。普通に括弧するだけです。上に出てきたものと同じことですよ、これ。

○片山廃棄物リサイクル課長

1行目のほうは要らないんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1行目も。

○内藤総務局長

1行目に書いてあるこれと同じことだよという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なので、この今後の方針という、ここの1行目の1ポツ目の今後の方針のところの、もしかぎ括弧をつけるのであれば、1ポツ目の次に「逢初川における砂防指定地の指定進達時の今後の方針」というところを括弧で囲むということですよね。違うのか。

○清水総務局参事

1行目はそのままでもいいですね。

○内藤総務局長

1行目はそのままでもいい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1行目はそのままでもいい。

○清水総務局参事

この下から2行目の今後の方針にかぎをつけるという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この(1行目の)今後の方針と一緒にだから。

○内藤総務局長

この(1行目の)今後の方針と一緒にという意味をただ分かりやすくしたいというだけなんですけど、ここでただ単に今後の方針って出てきているんで、何のことだか分からないんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○内藤総務局長

何かありますでしょうか。

最後に5の再発防止対策のところは、森林法のように、1ポツごとに「逢初川土石流災害前からの取り組みを徹底」とか、「逢初川土石流災害後の新たな取り組み」とか、「今後対応する取り組み」という、そういうかぎ括弧で入れてほしいんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こういう感じでね。

○内藤総務局長

そうそう。それは全部、砂防法に限らずこの形にしたい。(1)は全部今後の取り組みですよね。(2)の1ポツ目は、土石流災害後に取り組んだと。2ポツ目は今後の取り組みで、3ポツ目も今後の取り組みか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現在の取り組みと今後の取り組み。逢初川土砂災害前からの取り組みの徹底。取り組みの徹底になるのかな。

○内藤総務局長

これは前からもうやっていたんだけど、それを拡充したとか徹底したとか。もう1つは新たな取り組みだけど、既にやっているけど災害の後に新たにやり出した。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

徹底とか取り組みとか、今後の対応。はい。ちょっと森林法の表記をおさらいしたいと思います。それが(2)と(1)もそうですよね。

○内藤総務局長

そうですね。(1)の中にも、いろいろあるかもしれないので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

さらにというところは今後の取り組みですね。さっきの条例の改正というのと、分かりました。

○内藤総務局長

ほかはよろしいですか。では、土砂災害防止法。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

続けてやっていいですか。お願いします。

土砂法について、1ページ目の図面の表記を修正しております。「逢初川流域における土砂災害警戒区域の位置」という表現です。これもあれですよ。土砂災害防止法というのが例の。

○清水総務局参事

そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「iii」にすればいいですか。これではなくてということですね。それが1ページ目。

2ページ目、3ページ目はなくて、4、5もないです。6、7もなし。8、9もなし。10、11もなし。12、13もなし。14もなし。

15ページ、これ、前回御指摘があったところで、土木事務所全体で情報共有をしていればという形の表現のほうが適切ではないかということもありましたので、表現を変えました。読ませてもらいます。

「一方で、逢初川上流部における不適切な開発行為を土木事務所全体で情報共有できていれば、土砂災害警戒区域の指定に係る説明会で逢初川源頭部における盛土の存在を下流域の住民に周知できた可能性もあった。」

3ポツ目に、「土木事務所全体で情報共有されなかったのは」という表現に修正しました。

16ページ、17ページについては特にございません。

修正点は以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。では、1ページ目から修正点、御意見ありましたらお願いします。望月さん。

○望月盛土対策課長

そもそも論ですけど、これは逢初川だけでいいんですね。対象地域。

○内藤総務局長

逢初川だけでいいですね。

○望月盛土対策課長

鳴沢は関係ないんですね。計画のどこかに書いてありましたっけ。特別委員会では、鳴沢川のほうは言っていないんだよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言っていないです。

○清水総務局参事

土砂法が取り上げられた理由というのが、危ないところ、上流域で盛土をやっているということが、指定の手續が長く時間がかかったのも、その間に盛られてしまった。もっと早くしていればというあれだったですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

防げたのではないのか。災害というか、これだけ大きな人的被害は防げたのではないのかということだったと思います。

○内藤総務局長

でも、いろいろ議事録みたいなものを見ていくと、土砂法で止められたというよりも、土砂法の指定があっても、上流部の開発を制限できるわけではないじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。

○内藤総務局長

多分、そういうことではなくて、いろいろ発言を見ていくと、もともと危険溪流だと言っているところで土砂災害警戒区域にも指定しようとするような危険なところなのに、その上流にあんな開発を認めたのがどうなのかということを行っているんですよ。

土砂災害防止法の対応がどうこうということと、ちょっと違うような感じがするんですが、議論を聞いているとですね。いずれにしても、逢初川の話であることは間違いないと思います。

よろしいですかね。1ページ目、私のほうから。2番のところで警戒区域と特別警戒区域って出ているんですけど、この1番の図面でいうと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
違っている。

○内藤総務局長
違っている？
自分の資料がカラーじゃないのでよく分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
特別警戒区域と計画区域の旗上げの位置が違っている。
特別がこの赤で。

○内藤総務局長
レッドで、そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ありがとうございます。

○内藤総務局長
あと、こっち(の図面)で言うと、どこが赤でどこが黄色というのは分かるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
赤はこの部分にちょこっとあるんです。拡大しないと分からない。

○内藤総務局長
ほとんど黄色なんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ほとんど黄色。

○内藤総務局長
分かりました。
矢印だけちょっと直していただいて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ありがとうございます。

○内藤総務局長
あと、細かい話ですけど、2番の最初の文章が、「警戒避難体制の整備を図る」となっ

ていますが、「警戒避難体制を整備する」と言えないですか。もっとすっきりさせたいなど思っただけなんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、法第1条がこういう表現だったのでこの表現にしたと思います。

○内藤総務局長

法第1条がこう言っているんですね。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、この表現にしたいと。

○内藤総務局長

それならいいです。ほかに1ページ目は。大川井さん。

○大川井森林保全課長

砂防法と土砂法の位置図なんですけど、砂防法のほうが「逢初川流域の」になっていて、土砂法のほうは「逢初川流域における」になっていて、どっちかに合わせてもいいかなと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「における」にしましょう。

○内藤総務局長

砂防法のほうを「における」にする。

○大川井森林保全課長

もう1点いいでしょうか。2番の制度の概要のところは、この前、森林もそうだったんですけど、(1)で目的とか何か見出しを入れなさいというような話になったんですけど、これは。

○清水総務局参事

確かに見出し、目的とか手続とかで、森林法は入れてくださいますよね。

○大川井森林保全課長

という話を何かしたかなど。

○内藤総務局長

目的とか対象とか手続の流れとかというあれか。

○清水総務局参事

砂防法でいうと、目的になるのか。

○内藤総務局長

(1)は、これは砂防指定地の定義とかそういうこと。

○清水総務局参事

砂防法でいくと。

○内藤総務局長

砂防法第2条を見るのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「砂防指定地とは」とかという。そういうような形で。

○内藤総務局長

砂防指定地とは。そういう感じですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

法律に各条の見出しがあるので、それを書けばいいです。

○清水総務局参事

見出しがある。ポツごとにあるんですね。

○内藤総務局長

だから、法第1条というのがあれか。土砂災害防止法。

○清水総務局参事

土砂法で。

○内藤総務局長

土砂法でいい。

○清水総務局参事

言おうと思ったんですけど、略称を取るところがないので、タイトルの横に括弧で土砂法と入れることが可能であれば、1ページ目の一番上の、今、「◎ 土砂災害防止法」となっているところの横に、ひっそり土砂法って。

○内藤総務局長
土砂法なんて言い方はあるの。

○清水総務局参事
土砂法って略していますよね。

○望月盛土対策課長
言っていますね。

○内藤総務局長
でも、都市計画法はそんなこと書いてなくて。

○清水総務局参事
都計法は中で、略称取っているんですけど。

○内藤総務局長
だから、同じようにやったほうがいいですよ。

○福田土地対策課長
結局それって必要なのですか。さっき清水さん、最初にその辺の注釈をつけてくれるのでって。

○清水総務局参事
法律名はどうしようかなと思って。

○福田土地対策課長
法律名はないんだ。それは。

○清水総務局参事
でも、法律名をそうしたほうがいいですかね。そうすれば、法律名も凡例を取ります。なので、砂防法と森林法は省略しますが、ほかの法律は。

○片山廃棄物リサイクル課長
廃掃法はどっちでいきますか。

○清水総務局参事
廃掃法は、ただ、特別委員会のあれが廃棄物処理法の問題なので、だから、それを廃棄物処理法で置かさせていただいて、それをさらに略称しちゃうと。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法という。

半分になるわね、文字が。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、土砂法という、どうしようかな。土砂災害防止法という表現が結構後で出てくるのかな。

○松村砂防課傾斜地保全班長

文面で土砂法というふうに略したところはほとんどなかった。

○清水総務局参事

あとは基本、本法とかを使っている。

○松村砂防課傾斜地保全班長

本法を使っています。

○清水総務局参事

ですよ。本法は本法でいいですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

本法はいいよね。なので、法第何条とかいうところを土砂災害防止法第何条にすればいいということ。

○清水総務局参事

略称を取らないんならそうなるんですけど。

○松村砂防課傾斜地保全班長

略称を取らなくても、そんなに影響ないので。もともと、土砂災害防止法というのも土砂災害防止に係るほにやららという長い名称を。

○清水総務局参事

これは略称なんですよ。なるほど。

○松村砂防課傾斜地保全班長

略称なので、略称の略称をやるよりは、これを略称で統一を。

○清水総務局参事

なるほど。

○内藤総務局長

そうすると、長いのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

長い。

○内藤総務局長

そのほかよろしいですか。

○清水総務局参事

あと、下線はやめて、下線引いてあるところはゴシック強調に置き換えるということで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

2ページ目、3ページ目はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、4ページ目、5ページ目。

○清水総務局参事

これも事実関係のところ「。」はやめるということで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

4ページ目のところに書いてありますね。2000年5月8日、土砂災害防止法※で、これは本当の名前。

○清水総務局参事

本当だ。

○内藤総務局長

長いな。

○清水総務局参事

土砂法ではないですけど、ほかの法律で、文中で※を入れるときは、この砂防スタイルで。下づきっていうのですかね。

○福田土地対策課長

なるほどね、小さくね。

○内藤総務局長

※は砂防スタイルがいいかなと。ほかの法律を砂防に合わせてと。小さい※を下づきでやる。

4ページ、5ページ。ないですか、いいですか。

では、6、7。望月さん。

○望月盛土対策課長

6ページ。4月13日、※がありますが。詳細は下記※2でしたっけ。これ、こういうのを小っちゃくするの。

○清水総務局参事

これは多分、※2が主役なので。

○内藤総務局長

これはまさに※2って文章があるのね。

それでは、8ページ目、9ページ目はいかがでしょうか。

では、10、11。11ページの一番下から2個目の2013年3月の警戒避難体制の間にスペースが入っているので、消していただきます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

本当だ、はい。

ここに「土砂災害防止法(以下「法」という)」と書いてあるな。

○清水総務局参事

本当だ。これはもう取りましょう。

○内藤総務局長

これ、何でここで今さら出てきたんだらう。そうになっていたということか、公文書で。

○松村砂防課傾斜地保全班長

これは多分、9月常任委員会のときの時系列などをほぼそのまま。

○清水総務局参事

持ってきたから。

○内藤総務局長

そういうことか。

○清水総務局参事

先ほどの報告書の冒頭で略称取りますと言ったのに関係しますが、熱海市についても「市」としたいと思っています。「市」と略しているものが結構ありますので。ただ、「市」というのは、行政主体としての市は「市」と略して、場所として使っている熱海市というのは「熱海市」のままで置かないと意味が通じないものですから、そうしたいなと思っています。そうすると、例えばこの土砂法の関係でいくと、10ページの2009年度のところの「熱海市内の調査箇所」というのは、これは「熱海市内」でよくて、例えば11ページの3月15日の「熱海市が県からの意見照会に回答する」という部分については、「市が」という形の運用に、できればそうしたいなと思っています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

市がという。

○清水総務局参事

あくまでも地方公共団体としての熱海市が、その行為の主体として何かしたという表記をする場合には「市が」で、熱海という場所として熱海市を使っているときには「熱海市」のまま表記するということですね。凡例にもそう書くつもりです。

○内藤総務局長

みんな熱海市のことはただ単に「市」と言っているからということ。

○清水総務局参事

ほかのところにもいろいろ出てくるので、全部に熱海とするのもちょっとあれだなとなったんです。

○内藤総務局長

どっちが直すのが楽なのかなと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

市というのは、要するに、熱海市以外の市も含めた意味合いで言う「市」という表現をしているときもあると思うんですけどね。考察とか今後の対応で。

○清水総務局参事

今後の対応と、あと、市町とかですかね。

○内藤総務局長

市町か。そのときは大概市、町。

○清水総務局参事

触らないほうがいいですかね。そこは微妙かなと思っているんですが。

○内藤総務局長

でも、逆に言えば、単に市としているところを、熱海市と書いたほうがいいかもしれないね。合わせたほうがいい。

○清水総務局参事

そう。どちらかなんですけど。今、「市」としか置いてないところもありますので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

混在しているな。

○内藤総務局長

熱海市長というのは、市長でいい。

○清水総務局参事

市長でいいと思います。

○福田土地対策課長

結局どっちにしますか。熱海市なのか、市なのか。都計法だとばらばらです。

○内藤総務局長

支障がないなら「市が」でいいと思うんですよね。単に市が。県が、静岡県がって一々言わないのと一緒でしょう。

○清水総務局参事

県の場合は、所属の名前が出てくるのであれなんですけど。

○福田土地対策課長

熱海市、熱海市としつこいとなるのも。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

熱海市と書くときはどういうときかというと。

○清水総務局参事

場所として表すときだけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

熱海市伊豆山。

○清水総務局参事

熱海市の調査箇所みたいなときには。

○内藤総務局長

市役所じゃなくて、地名として。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

熱海市役所のというときは「市が」ということですよ。そこはでは、単に「市が」「市は」とか。

○清水総務局参事

そこは略称を取るような感じで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

結構あるね。

○内藤総務局長

では、12、13 は。13 ページのところにもまた委員会の提言を入れてください。論点の前に。清水さん、何かありますか。

○清水総務局参事

いや、ここはないです。

○内藤総務局長

いいですか。では、14、15。

○清水総務局参事

14 ページの(2)の論点の事実関係の1ポツ目の出だしのところなんですけど、今、「法により」となっているんですけど、「本」を入れたいと思います。

15 ページの上から2ポツ目と3ポツ目も「本」を入れたいところと、あと、先ほどの熱海市の略称の話でいうと、この3ポツ目と4ポツ目は、「市」になると思います。

あと、15 ページの下から4ポツ目、考察の上のポツですが、「このため・・・周知されなかった」と書いていますが、「このため」は取ってもいいかなと思います。あくまでも周知されていないという事実として、「このため」の部分は後ろの考察で触れると思いますので、ここは単に周知されていないという事実が分かればいいかなと思います。

あとはこの結びのところは、「周知されなかった」と書いてありますが、「周知されていない」でいいかなと思います。

以上です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この「。」はいいんだね。

○清水総務局参事

ここはいいです。事実関係だけです。

○内藤総務局長

「。」はだから、3のところ。

○清水総務局参事

3のところだけです。

○内藤総務局長

そのほかよろしいでしょうか。

では、16 ページ、17 ページ、最後。16、17 は、先ほど言ったように、森林法のように今後の取り組みなのか、災害後にやった取り組みなのかというのはかぎ括弧でポツの前に入れていただくのと、あと、5の(1)の4ポツ目。航空レーザ測量による高精度地図のところですが、その最後のほうで、「これまでに県が作成した基本計画や実施計画、手引き等を見直し、手続きの改善を図る」というのは、もう少し具体的に何か書けないですかね。手続きの改善、ちょっと具体的にイメージが見えなかったもので、何をどうするとか、もし書けるなら、もう少し書いていただきたい。あまり書けないならいいですけども。

今すぐどうこうではないので、御検討お願いします。

そのほかよろしいですか。清水さん、いいですか。

○清水総務局参事

そうですね。この16 ページの2ポツ目の「熱海市」も「市」になるというところですよ。

○内藤総務局長

たくさんありそうですね、それはね。

そのほかよろしいでしょうか。いいですかね。では、一旦ここで休憩したいと思います。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、続いて森林法をやりたいと思います。課長のほうから、(前回から)変わったところの説明をお願いします。

○大川井森林保全課長

それでは、森林法の資料を、修正したところは赤字にしていますので、そこを中心に説明していきます。

1ページ目、2ページ目は特に修正がございません。

3ページ目、林地開発許可制度の概要に項目名を入れるということで、(1)目的、(2)対象、(3)林地開発許可の流れといったようなことで、タイトルを入れています。

それから、林地開発許可の主な流れの一番後ろに完了届で止まっていたんですが、その後ろに完了届の受理通知とか完了の現地調査、これを追加しています。

それから(4)の林地開発許可申請の手続きですけれども、都計法に合わせて、どんなものが必要なのかというのを、森林法の施行規則第4条の記載をここに持ってきて、一から七まで、どんなものを申請書に、書類として出さなきゃいけないのかというのを記載しました。

この括弧の法施行規則のところ、ここは森林法と書いたほうが良いということですね。

○清水総務局参事

そうです。

○大川井森林保全課長

それから、4ページに行きまして、(5)はタイトル名を「林地開発許可の基準等」として、(6)林地開発許可の許可条件として一般的に付されているものを記載したほうが良いということで、主なものを4つ。1つ目が、開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。2つ目が、防災工事を先行し、施工区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。3つ目が、開発行為の途中において災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。4つ目が、残置森林等の維持管理を適切に行うことということで、主なものを4つ挙げています。

それから、その下は(7)に「無許可開発及び許可条件に違反した開発があった場合」というタイトルをつけています。

それから、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9、10、11、12、13、14、15、16まで。16ページまでは、特に修正はしてありません。

17ページ、静岡新聞に掲載された第三の盛土についてということで、もともとこれは9ページとか10ページにあったものですが、ここに枠で囲んで移動しました。それから、記事の内容を抜粋して書くことということでしたので、それも破線で囲って、記事からの抜粋ということで記載してあります。

それから、18ページ。表流水の流れについて記載していましたが、ここも、これを書く

ことになったもと、県議会の特別委員会で指摘された「表流水の流れ」についてということで、特別委員会の参考人の発言を抜粋したものを掲載しました。

それから、19 ページから 24 ページまでは特に修正がなくて、25 ページ、再発防止に向けた対策の一番最後、今後対応する取り組みの記述ですが、「受理」となっていたところを「市町が受け付けた」という形にしました。ここの最後の文章については書きぶりをそろえるということでペンディングになっていましたので、そこはまだ直していないという状況です。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。では、また1ページ目からやっていきたいと思います。最初のページ、何か御意見等ありましたらお願いします。

では、私から。5条森林のこの図面に、5条森林のラインは引けますかね。あったほうが分かりやすいかなと思ってですね。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

ついでに言うと、先ほどの静岡新聞の話が出てきた 17 ページのところも、ブロック擁壁のところは5条森林外だという記載もあるので、こういうところにも5条森林ラインを入れておいていただけるといいかなと。

○大川井森林保全課長

分かりました。やってみます。ちょっとブロックとかぶっちゃいますね、線がね。

○内藤総務局長

そう、何か微妙な。

○大川井森林保全課長

分かりにくいかもしれませんが、やってみます。

○内藤総務局長

それで、今さらですが、5条森林のところに※とかをつけて、5条森林って何だという説明を、下に書けないですかね。

○大川井森林保全課長

それは書けると思います。

○内藤総務局長

最初に出てくるものですから。

ここで初めて5条森林という言葉が出てくるので、そのときに。

○大川井森林保全課長

解説はないですね。森林法第5条にて定める森林です。

○内藤総務局長

どういう森林で何が制限されているということが書かれると思いますが、記載をお願いします。あと、細かいところですが、1の最後のポツ。最後というか、「D工区には」というところか。その5条森林が出てくるところですけど、最後が「おこなっていた」と平仮名になっていますが、漢字でいいですよ。

○大川井森林保全課長

漢字で、はい。

○内藤総務局長

私は以上です。では、清水さん。

○清水総務局参事

よろしいですか。ここはもう織り込み済みだと思いますが、森林法のタイトルをiiにしてください、字の大きさとゴシック強調というところもほかと合わせていただいて、あと、1番のタイトルも目次。

○大川井森林保全課長

目次に合わせて。

○清水総務局参事

目次のとおりということで。あと、県の東部農林事務所については、県東部農林という略称にするつもりなので、「事務所」を全部取っていただかなくてはならないです。

○大川井森林保全課長

「県東部農林」でそろえる。

○清水総務局参事

統一していただいたほうがいい。

以上です。

○内藤総務局長

ほかはいかがでしょうか。

○大川井森林保全課長

目次のタイトルですが、森林法のところが「逢初川源頭部北側区域(④区域)における」になっているんですが、「D工区」を入れなくてもいいですか。

○清水総務局参事

どうしようか迷ったんですけども、入れたほうがいいですかね。

○大川井森林保全課長

どっちがいいかなと思って。

○清水総務局参事

都計法が書きにくくてですね。でも、入れたほうがいいですね。ポツのD工区で、都計法はちょっと考える。「C工区ほか」にしようかな。

○内藤総務局長

都計法は無許可のあれがあるよね。

○清水総務局参事

無許可のところがありまして、ここの書き分けがね。C工区は、ほほかぶっているの、「ほか」か「他」ぐらいにします。

○内藤総務局長

その他いいですかね。

○望月盛土対策課長

この衛星写真とか、先ほどの砂防課の地図は、著作権は大丈夫ですか。著作権というか、クレジットみたいな。

○福田土地対策課長

出典を入れるみたいな。

○望月盛土対策課長

そういうのって要るんじゃないかなと思って、できるかな。

○大川井森林保全課長

確かに書いてあったな。

○清水総務局参事

そうですね。

○望月盛土対策課長

この前、新聞のある地図を使うと思って新聞社に確認してみたら、やっぱり著作権の申請だけやっていたらいいよということでやったんです。すぐに下りたんだけどね。この国土地理院の地図の許可が要る、これは国土地理院から出てきていないんだけど、要るんじゃないかなと。あと、グーグルか何かだと、どうなのかなとか思って。内部で使うのであればいいんだけど、これは外に出してしまうので。

○内藤総務局長

これ、グーグルなんですかね。

○清水総務局参事

分からない。何から持ってきたか、自分は分からない。

○福田土地対策課長

ちなみに都計法で使っている地図は、国土地理院のウェブサイトから持ってきているんですけど。

○清水総務局参事

どういうルールになっているんですか。

○福田土地対策課長

やっぱり書いてあって、出典を国土地理と入れろと。正確な書き方じゃないのかもしれないんですけど、国土地理院ウェブサイトで日付を入れてあるんですね、都計法だと。

○清水総務局参事

そのホームページに、こうしてくれとは書いてないんですか。そこまでは書いていない。

○福田土地対策課長

あまりそう細かくというか、どこから持ってきているのかいまいちよく分からなくて。

○内藤総務局長

出典を入れればいいと。

○福田土地対策課長

そう。出典を入れてくださいと書いてある。

- 清水総務局参事
都計法のものはそのでいいということですね。
- 福田土地対策課長
合っていると信じているんだけど、これで。
- 清水総務局参事
ほかのものはどうですか。
- 福田土地対策課長
書かないと。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
砂防は国土地理院。普通は2万 5,000 分の1の。
- 清水総務局参事
地形図。
- 福田土地対策課長
と書けばいいんだよね。
- 松村砂防課傾斜地保全班長
もともとGISで内蔵されているので。
- 清水総務局参事
それを書けばいいということですよ。では、これは何の写真か分かりますか。
- 内藤総務局長
何だろう。
- 清水総務局参事
いつも使っている。
- 福田土地対策課長(13分)
我々が今使っている、1、7区域まで全部載っているんですよ。
国土地理院かな…。大川井さん知っていますか？分からない。どこから持ってきているんだろう。

○大川井森林保全課長

グーグルじゃないかなと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこかにルールが書いてあるので、グーグル。

○清水総務局参事

グーグルって書いてくれればいよいよって感じだとありがたいんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

多分、そう書けばいいと思う。

○大川井森林保全課長

そんな感じだったような気がします。

○内藤総務局長

でも、これはいいんじゃないの、別に。

○福田土地対策課長

多分何も言いません。

○内藤総務局長

社内向け、社内向けではないか。でも、定期刊行物に使用すること、社内向けのプレゼン等で利用すること及び商業利用ではない使用を許されていますと書いてある。

○福田土地対策課長

金を取らなければいいのか。

○内藤総務局長

取らなければいい感じですね。

○福田土地対策課長

何となく不特定多数にあげるのって著作権がどうしても絡むので、ちょっと気になる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

本当は撮影年月日まで必要になるような気がしますね。同じ航空写真でも、都市計画法で使っているのとは違うよね。

○大川井森林保全課長

違うね。日が違いますね。

○清水総務局参事

都市計画法だと、これは 2005 年 11 月というやつですね。

○福田土地対策課長

そう。

○清水総務局参事

なるほど。

○福田土地対策課長

何となく著作権侵害になりますなんて書いてあるのが、グーグルの画像検索で出てくる画像は使ってはいけないって。無断転載に当たり著作権侵害になりますって。

○内藤総務局長

それは誰が言っているのですか。

○福田土地対策課長

これは何となく書いてあるんですよ、ここに。株式会社何ちゃらというところが。フリー素材じゃない。

○清水総務局参事

誰に聞けば分かるんですか。

○内藤総務局長

グーグルに電話するしかないんじゃないの。

○清水総務局参事

グーグル。

○内藤総務局長

日本法人みたいなものがあるので、ちょっとまた。

○清水総務局参事

グーグルで間違いないんですかね。

○内藤総務局長

それが分からないんでね。

○福田土地対策課長

そこが問題です。何か、でも、使い方があるはず。著作権確認をするという。

○内藤総務局長

それはどこからもらった画像なんですか。

○清水総務局参事

出元がどこか分からないです。この関係者のどなたかが作ってくれたものなので。

○内藤総務局長

これって誰が作ってくれたの。

○福田土地対策課長

最初からあるやつですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

行政。

○福田土地対策課長

令和3年からあるやつだから。

○清水総務局参事

昨日送ったメールにカラーのものがついていますけど。

○福田土地対策課長

それが一体、誰がつくった。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これってこの前、住民への説明会でも配ったので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

令和3年の、令和4年、いつだっけ。

○福田土地対策課長

■■■■から何か言われるかもしれない。著作権侵害の件がといて。

○望月盛土対策課長

違うと思いますよ。

○内藤総務局長

それは確認して。法務課に。

○福田土地対策課長

著作権は誰にいくのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

浜松の緑恵台のやつは使ってないですね。民間のやつって。国土地理院と自分たちが撮影した写真ですね。

○清水総務局参事

でも、出典は書いてあるんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

出典は書いてある。国土地理院。

○内藤総務局長

国土地理院の地図であれば、そのように書いておけば。

○福田土地対策課長

国土地理院でありそうな気がするけどね。

○清水総務局参事

これも実際は国土地理院ということはないですかね。

○福田土地対策課長

可能性はないことは、そうか。あれを見たら分かるな。どうだったっけ。

○清水総務局参事

どうやって確認すればいいかが分からないですけど、そこはちょっとペンディングにして。

○内藤総務局長

これはペンディング。もし使ってはいけない画像だったら、しょうがないから国土地理院の画像を取り直して、作り直しになるのか。

そのほかよろしいでしょうか。いいですか。じゃあ、2ページ目、3ページ目はいかがでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

3ページ目の言葉だけなのですが、(3)で開発許可の主な流れがあって、一番最後のところで、完了届、ここで受理という言葉があるので、これはこのままでいいかどうかと、その上の(2)の対象のところで、面積が1ヘクタールで、ヘクタールの表示が「ha」なんですけど、2ページ目の一番上のボツで1ヘクタールが片仮名にしてありますが、この辺のルールはどうですかねという、そこの2つです。

○内藤総務局長

これは皆さんどうしましょう。

○片山廃棄物リサイクル課長

どっちがいいかなと思って。

○福田土地対策課長

私は「ha」を使っております。

○内藤総務局長

「ha」ですか。

○清水総務局参事

「ha」のほうがしっくりくる。

○内藤総務局長

砂防法のところは。

○清水総務局参事

「ヘクタール」にすると、文字数がすごくて。

○福田土地対策課長

そういう意味か。

○内藤総務局長

砂防課も「ha」ですね。

○福田土地対策課長

「ha」だね。

○内藤総務局長

「ha」にしますか。2ページ目の「ヘクタール」を「ha」の表現に直す。

○大川井森林保全課長

3ページの完了届受理通知は、もう事務上の様式の名前がそうになっています。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長

これ、■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■とかの関係者の名前を書いているんですけど、これはここから取ってもいいですよ。最初に。

○大川井森林保全課長

最初に定義するのであれば、外せると思います。では、これはこうしてしまっていいですか。

○清水総務局参事

そうですね、はい。

○内藤総務局長

私のほうからよろしいでしょうか。2ページ目の最後の④の2020年、ほかのところはみんな何月って書いて書いてありますが、ここは20年、■■■■がということは1月とか、いいですか。

○福田土地対策課長

地位の承継。

○内藤総務局長

地位承継。1月10日から。

○大川井森林保全課長

これは何月。

○内藤総務局長

ほかの、1月なのかどうなのか分からないというのだったらしょうがないけどね。ほかは書いてあるものですから。それから、3ページ目の(2)の、さっきの1ヘクタールのところ。1ヘクタールを超える開発を行う場合は、県知事または権限移譲市長と、これって知事じゃ駄目なんですか。県知事って何か駄目ですか。

○大川井森林保全課長

知事でも、意味は通ると思います。

○内藤総務局長

いいですよ。何かあえて言っているのかなと思って。取ってもいいですかね。

○大川井森林保全課長

取っても問題はないと。

○内藤総務局長

というのは、次のページは(5)の頭に知事または権限移譲市長という、ここは単に知事となっているので、どっちかに合わせればと思って。

○大川井森林保全課長

知事にしますか。

○内藤総務局長

知事または権限移譲市長。それで(※)をさっきの砂防課ルールで小さい。

○大川井森林保全課長

砂防課ルールで、下の※をつける。下づけで。

○内藤総務局長

お願いします。

○内藤総務局長

すみません、私は以上です。清水さん。

○清水総務局参事

3ページの※の部分なんですけど、このページ、下にまだ余裕があるものですから、字が小さくなっているんですけど、ほかと、12ポイントにしてもいいかなと思ってですね。※の2か所とも、(3)のほうの※と。

○大川井森林保全課長

(2)の※と。

○清水総務局参事

(3)の※。

○大川井森林保全課長

(3)のほうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

1個、ちょっといまいちよく分からなかったのて教えてほしいんですけど、2ページのところで、[]が解散というあれがあるんですけど、そのところに[]が社名変更となって、この関係ってどう読めばいいんですけど。[]が[]。

○清水総務局参事

[]に変わった。

○片山廃棄物リサイクル課長

変わって、で、解散する？

○清水総務局参事

なので、2年ぐらい前に、2年じゃないか。1年ちょっと前に、社名を[]に変えて、社名を変えてから1年ちょっとしてから解散した。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですか。分かりました。そういう意味ですね。

○内藤総務局長

そのほかよろしいでしょうか。じゃあ、4ページ、5ページ。

○片山廃棄物リサイクル課長

5ページのところの中段ぐらいの2008年4月15日の2ポツ目で、改めて確認したところ、明らかに、これは「森林区域を超えて」ですかね。市の説明なので、そのままの言葉で使っているということですね。

○大川井森林保全課長

そう、記録。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録どおりだということなんですよね、聴き取りで。「区域」が入ったほうが分かるかなと思ったんですけど。

○大川井森林保全課長

括弧書きで。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのほうがいいですよ、はい。

○内藤総務局長

■方式で。

○福田土地対策課長

■とは違いますよ。

○清水総務局参事

全然違いますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、4ページの表の下の2つ目のポツなんですけど、4要件って出ているんですが、この4要件というのは、上の表の4要件ということですかね。

○大川井森林保全課長

そうです、そうです。

○清水総務局参事

審査基準に置き換えたほうがいいのかと思ったんですけど、その前でも「許可要件ではない」があって、許可要件じゃない。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっとここが気になりました。

○清水総務局参事

4つの審査基準に該当する、関係するとか。

○大川井森林保全課長

そうですね。結構一般的に4要件って使っているんですけど。

○清水総務局参事

多分、でも、普通の人が見たときに分からないかもしれないので。

○大川井森林保全課長

見ても分からないですね。4つの審査基準。そうですね。そうすれば上の表とは合うんですよ。

○内藤総務局長

分かりやすいかもしれないですね。じゃあ、「4つの審査基準」という書き方で。

○福田土地対策課長

すみません、ちょっと細かなことですが、事実関係の整理の中の文書番号の取り方なんですが、都計法なんかだと3桁に、例えばここ、3番の一番最初に出てくるのはD82、我々だとD082 とかにしてしまっていて、例えば、D1じゃなくてD001 とか。

○清水総務局参事

公開されている文書ってどっちでしたか。

○福田土地対策課長

3桁。

○清水総務局参事

3桁でそっちに合わせたほうがいいんですね。

○内藤総務局長

ホームページに合わせたほうがいいかもしれないですね。

○大川井森林保全課長

そうすると、3桁ですか。

○内藤総務局長

082 とか。

○清水総務局参事

そこは確認した上で。

○内藤総務局長

ありがとうございます。

○清水総務局参事

すみません。細かなところで、4ページの「事実関係の整理(時系列)」となっているんですけど、ここはもう「時系列」を取ってしまっただけで統一するような感じで、やっぱり事実関係からは「。」をカットするという事なんです。

○大川井森林保全課長

「。」をカットする。

○大川井森林保全課長

すみません。ページ戻って、1ページの下から、森林法に基づく行政対応の経緯というので、ここは経緯と書いてあるんですが、1ページ、2ページ。ここは「。」がくっついててもいいんですか。

○清水総務局参事

いいにしましょう。もう3だけ。

○大川井森林保全課長

3だけ。

○内藤総務局長

そのほかよろしいでしょうか。

5条森林の解説があれば、分かるんだと思うんですけど、5ページの一番上に「林地開発許可違反であることが判明」となっているんですけど、これは何というかな、違反の内容とかが分かるというなと思ったんです。ただ、何かは何ヘクタール超えているから何法違反、何条違反だとか、そういう内容が分かたらいいなと思ったんですけど、要はこれ、5条森林のところで無許可でやっていたからということですよ。1ページ目で5条森林の解説をしてくれるので、多分、それで分かるのかなと思うんで、それはいいです。

よろしいでしょうか。では、6、7はどうでしょうか。

では、私から、7ページですけど、ちょっとこれはすみません、確認をさせてください。2008年5月1日のところの3ポツ目、指導の内容の3ポツ目に、「その復旧計画書を平成20年5月30日までに提出してください」とあって、同じく2008年5月1日のD90のところ、3ポツ目に「復旧工事を5月中に完了するように進め」となっていますけど、そうか。これはそういうことか。分かった。これは■■■■がそうやって言っているという話か。5月中に完了する。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○内藤総務局長

そういうことなんですね。なので、農林は5月30日までに計画書を出してよと言っているけど、一方で復旧工事を5月中に完了するようになってちょっとおかしいなと思ったんですけど、それは■■■■がそう言っているということですね。

○大川井森林保全課長

そうです。

○内藤総務局長

ちょっとね、5月中にやりたいと言っているのに、5月30日までに提出しなさいというのも変な感じだなと。

○大川井森林保全課長

協議をして、そうですね。こうしようという話になった。

○内藤総務局長

なっただんですかね。そうすると、例えばその際には、そういうことであれば30日までに提出しろとさっき言ったけど、もっと早く出せという指示がどこかにあったんですかね。記録はないですけど。

○大川井森林保全課長

ちょっと89と90の内容を。

○内藤総務局長

ごめんなさい。そんなこだわっているわけじゃないですよ。

○清水総務局参事

やはり指導文書の先に決裁取っているから、25日に起案して30日決裁の5月1日施行で、それを渡すために■■■■に会いに行って話をした。

○大川井森林保全課長

そうですね。25日に起案。

○清水総務局参事

誰が言った発言かはこっちのD90の復命には書いてないけど、でも、明らかに■■■■の意向。

○大川井森林保全課長

書いてないですね。意向ですね。■■■■の発言が、宅地分譲について既に売買契約を締結して6月中に引き渡さなきゃならないというようなことも言っているので、■■■■の意向も踏まえてこういうことになった。

○内藤総務局長

分かりました。すみません。あと、最後1つ、その同じところで■■■■の発言というところで、書き方なんですけど、「県の指導に従うことを表明」と書いてあるんですけど、それって別に「ことを表明」は要らんのかなと思って、例えばその下も全部そうですね。全部「申請していた」、「ことを表明」、「熱海市に非があると思っていると発言」とか、一々書かなきゃいけなくなっちゃうので、「県の指導に従う」でいいのかなと。

○大川井森林保全課長
従う、はい。

○内藤総務局長
すみません。以上です。

○清水総務局参事
さっきの5月中に完了するようにするところ、終わったところに「 の意向」
とか「考えとか」って入れたほうが、紛れがないかなという気がします。

○大川井森林保全課長
文書の後ろにあれですかね。括弧書きで意向とか。

○内藤総務局長
そのほかありますでしょうか。なければ8ページ、9ページ。いいですかね。じゃあ、10、
11。
すみません。11 ページの一番最後の行で、赤井谷というのはどうするんでしたっけ。何
かどこかで解説するんだっけ。

○清水総務局参事
これ、解説がない。括弧書きで①区域のこととか、何かそういう補記をしたほうが。

○内藤総務局長
括弧、①なんですね、これ。

○大川井森林保全課長
括弧で①区域のこと。
そうだ。さっき、すみません。11 ページ、赤字になっているところがあって、説明を忘れ
ましたが、ここは「活着」と書いてあったんですけど「根づいていること」に変えました。

○片山廃棄物リサイクル課長
活着、12 ページはどうしますか。次のページ。

○大川井森林保全課長
12 ページもあったっけ。

○清水総務局参事
6月 24 日、中段のところで、植栽(マツ)の活着。

○福田土地対策課長

ああ、本当だ。じゃあ、これも変える。

○片山廃棄物リサイクル課長

根づきは良好。

○内藤総務局長

根づいている。

○清水総務局参事

良好に根づいている。

○大川井森林保全課長

ここも根づいている、そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

すみません。私が言ったので。

○内藤総務局長

よろしいですかね。

○清水総務局参事

1個だけすみません。片方に関係しちゃうかもしれないんですけど、11ページのさっきの一番下の赤井谷のところで、「 が、県東部農林に対し連絡する」となっているんですけど、これは何か「連絡する」だけだとあれなものですから、何について連絡するとか、何のために連絡するのかという、何かというのが分かるような記述があってもいいかなとちょっと。

○大川井森林保全課長

その内容が、この下の排水施設工事を行う。

○清水総務局参事

そう。これが連絡する内容なんですけど、この何というのですか、なので。

○大川井森林保全課長

排水工事について。

○内藤総務局長

D工区の排水工事。

○大川井森林保全課長
の予定について。

○清水総務局参事
とか何か、何でも、同じか。

○大川井森林保全課長
同じ。

○清水総務局参事
それだったら同じになっちゃいますね。そうか、それじゃあ、いいか。ごめんなさい。忘れてください。すみません。

○内藤総務局長
12 ページ、13 ページはいかがでしょうか。さっきの活着のところはあれとして。

○大川井森林保全課長
活着のところはちょっと、根づきは良好とか何か。

○清水総務局参事
また略称の話だけで、13 ページから県東部健康福祉センターが出てきたりもするものですから、ここも県東部健福というような形ですね。熱海市は「市」にさせていただきな。

○内藤総務局長
結構、直しが多くなるな、これは。

○清水総務局参事
もしかしたら2行だったのが1行になるかもしれない。さっきあれでしたけど、
のこの方は残すにしたんでしたっけ。

○内藤総務局長
 ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
 にしたいんだよね。

○清水総務局参事

■■■■は残すんですけど。じゃあ、いいです。

○内藤総務局長

■■■■はF社だね。F社。■■■■はAともBとも書いてないけど、はてなになっている。

○清水総務局参事

じゃあ、■■■■は取ってないんだ。新しく取らなきゃいけないということですかね。そうすると、何かやめたくなっちゃう。

○内藤総務局長

■■■■はQ氏だから、R氏とか何とかで。

○清水総務局参事

でも、■■■■というあれは、廃掃法の話だと、入れないとあれなんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは行為者に対してなので、会社、法人に対してなので。行為者に対して何ができるか。

○清水総務局参事

という、実際に報告書に書いたとおり、■■■■って名前を使わないと書きようがないんでしたっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

法人として動いているかどうか分らないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

分らないということだね。

○福田土地対策課長

法人として動いてない。

○清水総務局参事

じゃあ、■■■■は残す。残留です。

○内藤総務局長

そのほかよろしいですか。

○福田土地対策課長

すみません。非常にまた細かなことで恐縮なんですけど、「聴き取り」という字が「聞」じゃなくて「聴」ですよ。

○清水総務局参事

本当だ。そうですね。ほかもそうだ。

○大川井森林保全課長

この「聞く」でなくて、みみへん。

○内藤総務局長

みみへんのね。

○片山廃棄物リサイクル課長

こっちなんだ。

○福田土地対策課長

そういう自分も間違えているところが何か所かありそう。

○内藤総務局長

そっちにすると。

○清水総務局参事

そっち、そっち。

○福田土地対策課長

統一していませんでしたっけ。

○清水総務局参事

そっちです、そっちです。9月のときにはこっちを使っていたんですけど、12月にはこちに直しました。こっちのほうが正しそうなので、やっていることとしては。

○内藤総務局長

そういうことが。

○福田土地対策課長

どこかで切り替わったなと思って。

○大川井森林保全課長

じゃあ、「聞き取り」は直して。

○清水総務局参事

すみません。

○内藤総務局長

じゃあ、14、15 ページ。清水さん。

○清水総務局参事

非常につまらないことで恐縮なんですけど、15 ページの一番下の囲みの■■■■への中止命令についてということなんですけど、多分、Bボタンが押されていない気がして、ほかと比べると何か薄いなという気がして。ゴシックの強調になっていないような気がしているんです。■■■■への中止命令についてという。

○内藤総務局長

これはあれ、ブラックタイプ。

○清水総務局参事

そうです。ほかに比べると薄く見える。

○内藤総務局長

うまく気がついたね。

○福田土地対策課長

本当だ。

○清水総務局参事

つまらなくて申し訳ない。

○福田土地対策課長

濃くなっているじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

太字になっているじゃないですか。

○福田土地対策課長

だから、太字になっていないということ。ここが。

○内藤総務局長

単にゴシック。

○福田土地対策課長

そう、B。

○内藤総務局長

そのほかありますか。

○望月盛土対策課長

ゴシックとゴシックじゃないところの違いって何かあるんですか。

○清水総務局参事

ゴシックとゴシックじゃないところですか。

○望月盛土対策課長

ゴシック、統一されているような、されていないような。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ゴシックだけじゃなくて、Bにしているということですか。

○福田土地対策課長

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どっちが正しいの。

○福田土地対策課長

今、太字にしました。

○清水総務局参事

強調するときはゴシックのBなので。あと、ちょっと横並びで見てみて直っていない、どっちかに合わせて。

○内藤総務局長

あと、今、望月さんおっしゃったように、何をゴシックにするかというのはちょっと、そこは後で全体を見るほうがいいかもしれないですね。

○福田土地対策課長

全部ゴシックにしたいと思いますね。

○内藤総務局長

廃棄物だっけ、考察が全部ゴシックだった。

○清水総務局参事

あれは何で、基本、一旦明朝に戻してって。

○片山廃棄物リサイクル課長

目立つように書いてだけです。

○内藤総務局長

よろしいですかね。じゃあ、16 ページ、17 ページ。16 ページにすみません。くどいよう
ですけど、論点に行く前に特別委員会の提言を入れてください。

それと、17 ページの真ん中ら辺の擁壁の倒壊等の状況について、そのこの1ポツ目の
「復旧工事の完了確認を行った際に、ブロック積擁壁が倒壊していた記憶はない」という
ことなんです。これって、復旧工事の完了確認って 2008 年の8月なのか、10 月なのか、
12 月なのかというのが、それがよく分からなくて、このときの、いつのことなのかというの
は書いたほうがいいかなと思っていて。

○大川井森林保全課長

じゃあ、時点を入れるということですね。

○内藤総務局長

時点を。8月にも何か行っているし、10 月もあったりして、最終的に 12 月も何か見て
いるんですよ。

○大川井森林保全課長

「復旧工事の完了を確認する」は。

○内藤総務局長

1回8月に行って、でも、何か駄目で、10 月にまた行こうとしたら、今度は■■■■が潰
れちゃいそうだから立ち会えないかもみたいな話になったりして、単独で行ったの
かな、県が。

○清水総務局参事

単独では行っていますね。

○内藤総務局長

何か 12 月にもまた行っているような。

○大野森林保全課長代理
防災工事が。

○大川井森林保全課長
30 日だよね。

○大野森林保全課長代理
防災工事と復旧工事が混同されているんじゃないですか。

○大川井森林保全課長
これって復旧工事なので、一番最初のあれですよ。違反があって、違反の是正をさせた復旧の完了なので 2008 年の 5 月 30 日。

○内藤総務局長
木を植えたときのものか。

○大川井森林保全課長
そうそう。緑化。

○内藤総務局長
ごめんなさい、そういうことなんですね。「復旧工事の」と書いてあった。じゃあ、間違いないんだ、5 月ね。すみませんでした。

○清水総務局参事
ごめんなさい。今の並びで、さっきの 2008 年の 5 月に確認しに行ったということですから、そうすると何か、記事のほうかで「2008 年 5 月に近くの道路に土砂が流れ」と書いてあるんで、復旧工事の完了確認にいつ行ったのかというのが分かったほうが。

○大川井森林保全課長
これ、復旧工事の完了確認の後ろに、括弧書きで 2008 年 5 月 30 日を入れますか。

○清水総務局参事
入れたほうが、記事の並びで行くと県が見ているということで。

○内藤総務局長
清水さん。

○清水総務局参事

16 ページの論点のところなんですけど、今、マル数字を使っているんですけど、括弧に。それと、あと、17 ページのほうの、この囲みのあれなんですけど、記事の抜粋のやつが今、破線で囲われているんですけど、都計法とかは実線で囲っていたりとかすると思ったものですから、できればこの論点の囲っているぐらいの、この線の実線で囲うような感じでどうかなというところと、あと、17 ページ、下に余裕があるものですから、見やすさの視点で、「調査を行った」で一行空けて、擁壁の倒壊状況。擁壁の倒壊状況の一番下のポツに1行空けて、盛土からの土砂流出等というような形にしてもいいかなというか、見やすいかなと思ってですね。

○大川井森林保全課長

ちょっと余裕を持ってですね。

○清水総務局参事

下に余裕があるので。

○内藤総務局長

その他いかがでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すみません。17 ページの写真の表題というところが、D工区と七尾地区の位置関係と書いてありますけど、七尾地区ってどこの。

○清水総務局参事

確かに。

○大川井森林保全課長

場所はこの土砂流出箇所と赤字で書いてある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こちら辺が七尾地区なんです。七尾団地とかよく出るもので、あの辺の地名が七尾というところ。エリアがどこまでなのかはちょっとよく分からないけど、ここは七尾なんです。⑤は七尾。

○清水総務局参事

こちら、土砂流出箇所が七尾地区って分からないとあれですね。

○大川井森林保全課長

土砂流出箇所の辺りに七尾地区って書いておきます。

○内藤総務局長

よろしいですか。じゃあ、18 ページ、19 ページ。

○清水総務局参事

18 ページのこの囲みで、これは下に余裕があるからというところなんですけど、何と云えばいいんですか、特別委員会での発言の抜粋の囲みの下に、今、表流水の流れを確認したというポツが来ているんですけども、ここのところに、特別委員会での参考人の指摘なのか発言なのかはちょっとあれなんですけれども、指摘を踏まえ、「令和5年6月2日の台風2号豪雨時に、現地で表流水の流れを確認した」みたいに、リード文というか、みたいな形に入れて、この累加雨量というのは1ポツ目にするみたいな形でどうかと思ったんですけど、17 ページがちょっとリード文みたいなものがあるものですから、何をきっかけにして調査をしたのかというのが、分かるようにしてもいいのかなと思ったので。

○大川井森林保全課長

じゃあ、ここはポツをやめて。

○清水総務局参事

そうです。

○大川井森林保全課長

静岡県逢初川の特別委員会の参考人の発言を踏まえてという感じにすると。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

そのほか。

○清水総務局参事

そうか。19 ページも対象だったんですよね。ごめんなさい。(1)の2ポツ目の、略称を取っているところは括弧で。

○大川井森林保全課長

これ、要らないですね。

○清水総務局参事

それと、あと、下のほうの、下から3ポツ目というんですかね、「チェックリストを埋められる資料があるかを確認した」というところで、何でしょう、公文書が残存してないもので確認できなかったということが、何が確認できなかったのかちょっと今うまく言えない

んですけど、何だろう。公文書が残存してないので、100%確認できなかったことがあるじゃないですか。そのことも事実関係として入れておいたほうがいいかなとちょっと思ったんですけど。その後ろのほうで書類を残しておくべきだったというような考察があるんですけど、それにつなげる意味でもですね。これはあったんだけど、これはなかったもんね、確認できなかったみたいな何か。何々は確認できなかったみたいな、そのくんだりが事実関係としてあってもいいかなとちょっと思ったんですけど。

○大川井森林保全課長
どこまでかな。

○清水総務局参事
そこはちょっと。

○大川井森林保全課長
何々が何々などみたいな感じですか。

○清水総務局参事
ちょっとイメージが湧かないので、ここの文は一考が必要かなという気は。

○大川井森林保全課長
ちょっと考えます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
細かい話で申し訳ないですけど、この写真、18ページの右側写真のポールが2つあるんですけど、これは何か意味があるんでしたっけ。

○大川井森林保全課長
右側のちょっと低く、手で持っているやつよりも低くなっているじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
50センチぐらい低いんだよね。

○大川井森林保全課長
低いじゃないですか。これ、何かというと、ここにますがあるんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
右側のこの下のところに。

○大川井森林保全課長

そこ同道路の高さとの差を見せているんですけど、水はそこに入るんですけど、それも結局、排水がその先がないものですから水たまりになっているんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ますがあって、この道路を横断しているわけじゃないんですよ。

○大川井森林保全課長

してない。そこでたまっちゃっている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただますがあるだけ。

○大川井森林保全課長

だけです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一番低いもので、そこにますがあるんでしょうね。

○大川井森林保全課長

そうです。

○望月盛土対策課長

杉本さん、前に記者に情報開示した写真があるじゃないですか。ああいうのってつけなくていいの。草木が倒れていないというか、発災直後に撮ったやつがあるんでしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこの写真ですか。

○望月盛土対策課長

ここじゃなくて、何だっけ。浄水池だっけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここですか。ここ、どこ。

○望月盛土対策課長

そうそう。そこ。参考にね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは何を表す？それは越流していないよということを証明するためですか。

○内藤総務局長

今のはどこの場所の話ですか。

○望月盛土対策課長

今、このEというところがあるじゃないですか。Eのところ、こうなっておるんですね、「ぐい」って。ちょうどそこからP部に流れ込んでいるというのを、XXXXXXXXXXがおっしゃったやつがあるんですけど、ここで発災直後に砂防課か、国土地理院だったか国土防災だっけ、国総研が撮った写真がある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

発災した次の4日間、5日間。現地調査したときのこの辺の写真があって、そのことですか。水の流れということで、そうなると、ここに1個入れなくちゃいけないんですか。この水の流れで。

○望月盛土対策課長

だから、これがないということでもいいんだよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。ここに今、道路上に、道路というか、ここにこういうような矢印の写真をつけて、矢印つけて、ここにこの黄色い丸、またこれにつけて、これ、番号を1番、2番とかもしくちやいけないかもしれないけど、そうなると。今、写真を出そうと思ったら、パソコンが動かないので。

○福田土地対策課長

フリーズしているのですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ぐるぐる回っちゃっているの。

○福田土地対策課長

再起動しないと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうなると、このぐらい欲しいんだけどね。

○望月盛土対策課長

逆に1ページぐらいプラスしてもいいぐらいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
いえいえ。

○福田土地対策課長
まだ、でも上に行きそうじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ちょうどここ、入ると思う。その写真がね。表流水がこっちの鳴沢川に少ないよということ
を証明するための写真としてつけたほうがいいよということ？

○内藤総務局長
逢初川にですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
逢初川に。

○内藤総務局長
じゃあ、写真とコメントをちょっと追加して、杉本さんのほうで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
今、写真を出そうと思ったけど、今、パソコンが動かなくなっちゃった。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
更新します、更新しますって。地形図をならば考えます。

○内藤総務局長
じゃあ、またちょっと探していただいて、20 ページ、21 ページ。清水さん。

○清水総務局参事
非常につまらないことですが、20 ページの(2)の2ポツ目と3ポツ目の間に1行。
以上です。

○内藤総務局長
そのほかいいいですかね。じゃあ、22 ページ、23 ページ。

○内藤総務局長
22 の考察の一番最初の「東部農林は」の文章の3行目の、「当該土砂の搬入に」にス
ペースがついている。削除をお願いします。

○清水総務局参事

22 ページと 23 ページ、両方同じ言葉があるんですけど、ごめんなさい。22 ページの下から2ポツ目の2行目、「同工区の担当者間において、特別問題がある箇所としての引き継ぎや」となっているんですけど、話し言葉で言うときに、「特別問題がある箇所」というのはすんなり入ってくるんですけど、文字で見たときに「特別問題」と見えちゃって、何か違和感があるものですから、「特別な問題」とかと。

○大川井森林保全課長

「な」を入れますか。

○清水総務局参事

あと、23 ページの1行目も同じで、話し言葉だといいいんですけども、文字にしてみると何か変な感じがしてですね。

○内藤総務局長

「特に」とかにすればいいじゃないですか。

○大川井森林保全課長

「特に」でもいいかもしれない。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

特別な問題。特別な問題でいいか。23 ページの1行目、特別問題。

○大川井森林保全課長

確かに特別問題って。

○清水総務局参事

字で見ると何か変な感じがして。

○大川井森林保全課長

どっちがいいですか。「特に」のほうがいいですか。

○内藤総務局長

「特に」でいいのかな。

○清水総務局参事

そうですね。「特に」でいいですかね。

○内藤総務局長

そのほかよろしいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もともとその道路が、道路に土があったんだよね。

○望月盛土対策課長

木の葉っぱが、それが倒れてないという写真なかったでしたっけ。そこで何かメジャーを計ってやってというのが何だっけ。■■■■のやつがあるので、本来そこまで水位が上がるんだったら、草木が倒れています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、ここ。

○望月盛土対策課長

じゃあ、そこまで水位が行っていないということ。

○清水総務局参事

水が来た跡があるということ。そこまで水で行くと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここまでこう行っているのが、こっちにだっと言っているのかな。

○福田土地対策課長

それはないよな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、ここに石積みがあるんですよ。ちょっと、草で隠れちゃっているけど、石積みがあるんだよね。違うんだよな。

こういう感じで石積みみたいなのがこうあって、石積みの上にならなっている。だから、それを入れたら。

○望月盛土対策課長

■■■■のあれをここに入れちゃう、これを入れて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。この辺に出ている。

○望月盛土対策課長

このときに、草木って倒れていましたっけ？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

倒れているんじゃないかな。

○望月盛土対策課長

そこまで水位が上がったことがあるんだよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分らないよね。もう1つあるけれども、難しい。もう1個あるんだよ。そういう写真をつけたほうがいいよということ。

○望月盛土対策課長

そうそう。反論しないとイケない。どのみち記者にも渡しちゃったんでしょ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もう渡している。

○望月盛土対策課長鑑み

この辺じゃないですか、石積みはたしか。この痕跡とか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この痕跡もあるよね。ただ、それね、ここ。この辺、痕跡あるけど、ここはもともと土がかぶってたんですよ。今回の雨で土が流れたもので、こういう痕跡があるって言っているんだけど。

○望月盛土対策課長

もともと土があったって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この上に土があるからね。だから、自分はそう思っているんだけど。

○望月盛土対策課長

それを証明はできない。

○大川井森林保全課長

すみません。今、この検証って、D工区の検証をしていて、D工区の水はここに来ないので、ここの水がどうなるかが入ると分かりづらくなると、ちょっと思ったりしているんですが、何か別枠でどこかに書いてもらった方がいいのではないかな。何か分かりづらくなっちゃうんじゃないかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

よく考えられるね。メカニズムがそうなんだよね。メカニズムが今回のことは離れているから。

○望月盛土対策課長

表流水の流れということを入れたんですか。

○大川井森林保全課長

そうです。

○望月盛土対策課長

新聞記事を基にしてですかね。

○内藤総務局長

特別委員会で言われていたのは、D工区に限らず全部のことを言っているんですね、これね。ここはD工区の話をしているところなんだけど。

ちょっとここはペンディングということで。

じゃあ、最後。24 ページ、25 ページ。

○清水総務局参事

ごめんなさい。今ちょっと18 ページを見たときにちょっと気になっちゃって。今の案の2ポツ目の「D工区に降った雨水は」というところで、後ろのほうに「⑤宅地造成の」となっているんですけど、これ、「⑤区域の」じゃ駄目ですかね。「⑤宅地造成」というと、ちょっと使っていないので。

○大川井森林保全課長

⑤区域。

○清水総務局参事

すみません。

○内藤総務局長

じゃあ、すみません。24、25。

いいですか。24 ページの3ポツ目なんですけど、「開発事業が中断し、さらに事業者と

連絡が取れなくなる等により」というところなんですけど、これって必ず中止命令を発出するようにするというのは、今後の取り組みじゃなくていいですか。災害後の新たな取り組みの仲間でいいですか。

○大川井森林保全課長

語尾が、文末があれですか。発出するようにした。

○内藤総務局長

「した。」、それと、どうなのかなと思って、どっちなんだろう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

微妙なところだね。

○大川井森林保全課長

こういう事案が発生してないんですよ。意識としては。

○内藤総務局長

もうそういうふうにすると決めただけど、まだ実際には起こってないと。

○清水総務局参事

もう「発出するようにしている」とか。

○大川井森林保全課長

「するようにしている」か。

○清水総務局参事

「している」だったら、まだなくても。

○内藤総務局長

あと、この 25 ページの最後のPはPなんですよね。じゃあ、まだ。

○清水総務局参事

でも、まだPにしておくとも永遠にPになっちゃうので、ここで決めないとですよ。

○大川井森林保全課長

何かほかの書きぶりに合わせるという話。

○清水総務局参事

何の書きぶりでしたっけ。予算が絡むやつですよ。あと、予算が絡むやつって何。

○内藤総務局長

例えば廃棄物の。

○片山廃棄物リサイクル課長

AIを活用した先回りに関してとか、3次元点群データを使った調査というか監視とかあたりが、一応予算が関連してくるものになります。その辺り、もう少し書き方を直さなきゃいけないですけど。

○清水総務局参事

また括弧書きで「R6当予算調整中」とか、何かそういうふうに入れるかとか、そういうあれですかね。

○内藤総務局長

砂防法。

○片山廃棄物リサイクル課長

予算要求しているんですけど。

○大川井森林保全課長

要求してるというか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今後対応する取り組みのところって、R6って。

○大川井森林保全課長

うちのところと、一緒にやろうという話をして、ほぼついている。何か結構この前、決定しちゃったって。

○望月盛土対策課長

市の告発。

○清水総務局参事

要求中だから、「整えることを検討している」とか何かそんな感じで。

○内藤総務局長

突き合わせるシステムの整備や、違法な開発を早期に見出し、開発範囲が拡大する前に事業者に対して指導する体制の整備を検討している。

○清水総務局参事

でも、整備することによって早期発見ということなんですか。それとは。

○大川井森林保全課長

整備すると、それで分かるものがあるということ。

○内藤総務局長

その逆、その前にかかっている。システムを整備して、そういうことか。

○清水総務局参事

「突き合わせるシステムにより、違法な開発を早期に発見し、指導する体制を検討している」とか。

○内藤総務局長

そういうことだね。

○大川井森林保全課長

文末が検討している形になれば。

○内藤総務局長

そうですね。そんな形になればいいですかね。じゃあ、今清水さんが言ったように感じで。

○片山廃棄物リサイクル課長

検討していると、要求中だと。要求中のほうが前向きなんですかね。

○清水総務局参事

そこはそうなので、要求中と書くと議会にかかっていますと言われることになって、どういことだみたいな、言いたくなっちゃいそう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そっちのほうが。

○内藤総務局長

「検討している」でいいじゃないですかね。検討とかって、何もしていないだろうと言われたら、ちゃんと今、検討していると。

○清水総務局参事

そうですね。よろしく願いいたします。

○内藤総務局長

そのほかよろしいでしょうか。

○清水総務局参事

1回トイレに。

○内藤総務局長

では、また休憩を挟みます。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、土採取等規制条例をお願いします。

○福田土地対策課長

では、お願いします。土採取等規制条例のまず、直しが入ったところです。

1ページ目はありません。

2ページ目を御覧ください。2ページ目の2つ目と申しますか、92年5月1日のところ、一部改正の部分なんです、このところ、改正理由が特に述べられていないということで、上にポツで入れてありますが、「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正」という文言を入れました。

それから、すぐ下になりますが、96年の7月4日のところ。質問内容のところ「神奈川県から北駿」、もともと「地方」となっていたところを「地域」に直しています。

それから、97年4月1日のところ、このところはなかったかな。条例改正の理由という言葉にしています。元が何だったのかちょっと思い出せないんですが、ここを訂正しております。

それから、しばらく飛んで6ページ目ですね。6ページまで飛びます。例の■■■■委員のところになりますが、こちらのところ、これはもともとの■■■■先生の立場ですね。委員という言葉に変えていまして、それから逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会というふうに、こちらの委員会の名称のほうも正式名称に変えています。

そして、括弧書きで「関東学院大学法学部長・教授」としてありまして、一番下のところに■■■■委員の見解ということで、報告書からの抜粋として、ここですね。前はどちらかという、もともと私が見たものは口語で書かれていたものですから、それを言葉を換えるような形で書いていたんですが、報告書のほうからの抜粋という形にしましたので、書きぶりが大分変わっています。こういうふうに変わっているというのは、読んでいただければと思います。

土採取等規制条例に関しては以上になります。

○内藤総務局長

それじゃあ、1ページ目からやっていきたいと思います。1ページ目、じゃあ、清水さん。

○清水総務局参事

これも下線があるので、下線は置き換えで。それで、あと、ほかと合わせるということで、括弧が小っちゃいんですけど、みんな全角の括弧を使っているもので、そっちに合わせるということとですね、目的と行為と関係というところ、何だろう、半角括弧みたいになっているんですけど、全角括弧。

○内藤総務局長

都市計画法もあれだもんね。全角括弧。

○清水総務局参事

こちらの。

○福田土地対策課長

この(1)とか(2)。

○清水総務局参事

考察のほうと同じような括弧を。ごめんなさい。つまらないあれですけども。

○福田土地対策課長

分かりました。私、癖でこれを使っちゃうので、1文字版を。

○内藤総務局長

でも、後ろのほうはでかいですね。

○福田土地対策課長

恐らくそれはきっと訂正が入って。こっちはなっていますね。

○清水総務局参事

あと、ページに余裕があるので、(1)(2)(3)、それぞれ1行ずつ、1行空けたほうが見やすいものですから。体裁的な部分は以上です。

○内藤総務局長

1の(2)の22年3月29日改正前というのは、条例第2条の後ろに持っていったほうがいいかなと思って、「規制対象となる行為(括弧条例第2条)」で、その後ろに22年3月29日改正前。

あと、今さらに申し訳ないですけど、ほかのとの並びで、土採取規制条例の概要って、

ほかの法律は2番なんですよ。1番として何か概要というか。

○福田土地対策課長

もともとあったのをこうしたような経緯があるんですよ。

○内藤総務局長

もともと何かあったんですって。

○清水総務局参事

この事案における、土採取規制条例の役割じゃないですけど、何が関係するのかみたいなどころって、あれでしたっけ。もともとあったのって昔のファイルを見てみないとね。

○福田土地対策課長

そうそう、一番最初のときはつくったんですよ、それね。だけど、そんなに細かくはやっていなかったはず。

○内藤総務局長

本当に横並びで合わせたいというだけなんですけどね。

○福田土地対策課長

どうするか、そのところ。

○内藤総務局長

ただ、それがあんまり大変なようだったら煩わしいのでいいのですが、簡単に何かできるのがあれば。

○福田土地対策課長

一番最初はやっぱり1番で、検証の対象である区域の土地改変行為の概要というのがあって、それこそ。

○内藤総務局長

第何回目の会議ですか。

○福田土地対策課長

これはいつの資料だろう。本当に一番最初のだと思うけど。それこそ
■がまだ名前が出ていたり。こういうものを入れるかどうか。

○清水総務局参事

土地改変行為の概要ってタイトルのやつは変なんですよ。

○内藤総務局長

そうそう。

○福田土地対策課長

そうなんです。そういう話じゃないので、あくまで条例ですものね。

○清水総務局参事

この案件でこの条例に基づいて何がやられて何で終わったぐらいのそういうあれなの？もし入れるとすれば。

○内藤総務局長

そうそう、それしかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、関わってくる区域ってどこになるの？

○清水総務局参事

区域はもう気にしなくていいんじゃないの、多分。

○福田土地対策課長

そういう感じですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですよ。

○清水総務局参事

なので、①区域で行われた盛土行為において、その条例に基づいてこういう手続が取られてというような、そんなぐらいです。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

手続って熱海の届出が。

○清水総務局参事

届出が出て、何だろう。変更を繰り返して、結局、完了届が出ないままというぐらいの概要があればなんですかね。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

どう書くか。

○清水総務局参事

誰が何をやったとか、別にそういうのはなくてもいいんですよ。

○福田土地対策課長

要らないですよ。だから、土地改変行為ってわけじゃないので。手続…。

○清水総務局参事

本当に二、三行ぐらいで終わっちゃうかもしれないですけど。

○福田土地対策課長

じゃあ、届出のことを書くということですね。

○清水総務局参事

完了届が出ていないみたいな。完了届は出ていないんですよ。

○福田土地対策課長

そこもじゃあ、1番に入れるということで。

○内藤総務局長

ごめんなさい。今さらに申し訳ないですけど、そうすると、法律とかとぴたっと項目番号が合うので。

○福田土地対策課長

今の目次の中には当然そこはないので。

○清水総務局参事

実はPで入れてあるんですよ。

○福田土地対策課長

本当ですか。そうか、あるんだ。

○清水総務局参事

昨日お送りした目次がそうなので。

○福田土地対策課長

分かりました。じゃあ、それを使わせてもらえばいい。そのイメージでつくればいいということね。

○清水総務局参事

ただ、ちょっと目次は直しが必要かもしれないですけど、1ということでは取りあえず入れてあります。

○福田土地対策課長

確かに何かPになっているところがあったよね、きっとね。

○清水総務局参事

項目名、要件等で、ただ、①区域における盛土があるんですね。

○福田土地対策課長

本当だ。これでいいんですよ。本条例における手続等の概要で、土地改変行為じゃなくて手続の概要。

○内藤総務局長

ポツ、ポツ、ポツで3ポツぐらいで、何か書いてくれればいいのか。

○福田土地対策課長

分かりました。条例の概要になるんですかね。

○内藤総務局長

一旦、皆さんもそうですけど、目次に合わせてタイトルを修正をしていただいて、1ページ目をここに。清水さん。

○清水総務局参事

ごめんなさい、今さらで本当申し訳ありません。単独条例の施行日なんですけど、和暦で書いてあるんですけど、ほかは全部西暦なものですから、西暦で「H幾つ」みたいな感じで。

○福田土地対策課長

了解です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1997

○清水総務局参事

1997。そうですね。

○内藤総務局長

ほかいいですかね。じゃあ、2ページ、3ページ目。

じゃあ、いいですか。3ページ目の真ん中辺に、2001年4月1日に一部改正というのがあって、「土の採取等に係る届出をした者の地位の承継ができる場合として、法人の分割の場合を加える」、これって、ここに載せる、関係ありますかという話なんだけど。

○福田土地対策課長

あれ、取っていないのか。

○内藤総務局長

この下にもう1個あってそれは取ってくれたんだけど、これは残っていて、何かあるのかなと思って。

○福田土地対策課長

そうか。2つ取るようになっていて、1つ取り漏れですね。ごめんなさい。いやいや、ごめんなさい。全然そういう訳ではなく、残ってしまって。

○内藤総務局長

これはあまり関係ないですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。取る予定だったと思います。

○内藤総務局長

清水さん。

○清水総務局参事

まず、1つが書きぶりの統一というか、1992年の5月1日のところで、改正理由という囲みが欲しいなと思ってですね。tsu002の下にですね。改正理由でいいかなと思って、囲みが。その下に、1997年の4月1日に条例改正の理由という囲みがあるんですけど、これも改正理由でいいのかなと思ったのと、あと、ここについては、ここに書いてある理由が、盛土等の行為が増加したことは改正理由というふうに読めるんですけど、改正した理由というのは、たしか、東部のほうで盛土行為が増加していたのはもちろんそうなんですけど、それを契機にして、東部の市町のほうで独自の規制を強化した条例が制定

をされるような状況になってきたので、県条例との適用の、何ですか、何て書いてあったかな、いざこざじゃないですけど、適用についての取扱いに疑義が生じないようにするために適用除外の規定を設けるみたいな、そんな理由だったような気がするものですから、そっちも書いたほうが良いような気がしてですね。

○福田土地対策課長

たしかこの前のときに、題名がもともと違う題名がついていて、この中身だったら改正の理由だよねということで、たしかこれに直しているんだよね。あと、じゃあ、下のこの「東部の一部市町で」という、ここを直すということですね。

○清水総務局参事

ええ。ちょっと理由が、適用除外の規定を設けることで、市町における条例の適用について迷いが無いというか、何か表現があったと思うんですけど。

○福田土地対策課長

分かりました。起案文の中にその辺はあるかと。

○清水総務局参事

何かそんなのがあったような気がするんです。

○福田土地対策課長

分かりました。じゃあ、これを改正理由で追記するということですかね。

○内藤総務局長

そのほかいいですか。じゃあ、4ページ、5ページ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

5ページ目の事実関係のところの1ポツ目が、括弧書きで平成8年と書いてあるので、これだけ違うからいいのかなど。

○福田土地対策課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

同じように3つ目のポツが平成9と書いてあるので、ここも同じように。あと、2つ目のポツのところのそういう表現が書いていないので、1997(H9)とか。

○福田土地対策課長

逆ですね。H9がこっちに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。H9、そうですね。あと、細かいところでいうと、3の(1)の括弧の最初の括弧が半角になっている。

○福田土地対策課長

本当ですね。本当だ。

○清水総務局参事

すごい。

○内藤総務局長

それが分かるんだ。

○福田土地対策課長

何でこうなっちゃっているんだろう。

○片山廃棄物リサイクル課長

最初の括弧って、平成8年の括弧ですか。

○福田土地対策課長

違います。

○清水総務局参事

3の2行目のということ。

○福田土地対策課長

そうです。「県議会において」という書き出しのところの。アンバランスになってないですか、括弧が。

○清水総務局参事

すごい。分からない、これ。

○福田土地対策課長

(2)は大丈夫なんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、考察の1ポツ目の3行目のところの一番最後、ちょっとスペースが入っちゃっているのは。

○福田土地対策課長
スペース。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
直っているのかもしれませんが。「制定状況や、」。

○福田土地対策課長
「、」の後にスペースがあるということですか。そうなのかね。ちょっと確認します、ここはじゃあ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
内容でなくてすみません。

○福田土地対策課長
いえいえ、ありがとうございます。

○片山廃棄物リサイクル課長
括弧が全角か半角かなんて、見ても分からないよ。

○清水総務局参事
よく分かりますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ちょっと違うじゃん。

○福田土地対策課長
なっているんだよ。そうそう、見るからに怪しげな。自分でつくって言って言えたせりふじやないので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
だから、平成9とか書いてあるその括弧の、これは半角か全角かって。こっちは半角。

○福田土地対策課長
半角を使っていますよね、いつも。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
こっちは半角。

○福田土地対策課長

でも、これは分からないな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ほかのみんなも半角でここはやっていていいんですよね。

○福田土地対策課長

そう、私は半角で、都市計画法は半角でやっている。

○内藤総務局長

よろしいですか。じゃあ、6、7。

○清水総務局参事

ごめんなさい。5ページで1個、元の文がそうなのであれなんですけど、それで、私がこの関係で意見をお伝えしたときにも、北駿地域2市1町と書いていたんですけど、分からないかもしれないので。御殿場と小山と入れちゃったほうが。

○福田土地対策課長

この前聞かれたよね。

○内藤総務局長

そうそう、俺もそう思った。後で富士、富士宮とかはちゃんと出てくるんですよ。函南、沼津、三島とかね。ここだけ何ですか、北駿地域2市1町に固められて一生出てこないんです、市町村名が。なので、その地域2市1枚でもって、これは文書に書いてあるものでこう書いているのは、それはしょうがないものね。だから、括弧何とか市、何とか市。御殿場。

○福田土地対策課長

御殿場と裾野、小山。

○清水総務局参事

最初にそれだけを明示してあげれば、この後ろに出てくる北駿地域2市1町は分かりますものね。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

1ポツ目で出てくるのが北駿地域2市1町って、そうですね。ここに書けばいいですね。

○内藤総務局長

そうですね。それをお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

県境の12市町村はいいの？

○清水総務局参事

そこだと他県の市町。

○福田土地対策課長

そうそう。神奈川がある。

○清水総務局参事

数が分かれば。

○福田土地対策課長

分かりますよね、恐らく。

○内藤総務局長

すみません。6ページ、7ページで、ちょっとすみません。私、7ページですけども、7ページの上から2ポツ目、県内市町においては99年10月から14年の7月までの間に富士宮市とかって書いてあるんですけど、1ページ目の表を見ると、富士宮とか函南は97年とか99年の4月なもので、この期間内じゃないんですよ。なので、これ、99年10月からというのが間違っているのか、それか、富士宮、函南を入れたのが間違いなのか、どちらかなと思うんですけど、多分、この文章からすると神奈川県が99年の10月にやっているから、それ以降にと言いたいんですよ。だとすると、99年10月以降は沼津、富士、三島の3市。

○清水総務局参事

だったら、神奈川が、なので、ここ、また98年でいいかもしれない。

○内藤総務局長

98年？

○清水総務局参事

98年が富士宮です。違う。98年じゃない。

○内藤総務局長

97 じゃないか。

○清水総務局参事

97 年か。97 年。何で 97 年かというと…。

○福田土地対策課長

99 年は神奈川か。

○清水総務局参事

北駿の2市1町以外ですよ。なので、最初、条例改正したときには、条例と違う。北駿の2市1町だけだったけど。

○内藤総務局長

その後で…。

○清水総務局参事

神奈川県ができた頃には、もう富士宮以降ができていたよという、そういう。なので、97 年でいいよな。

○内藤総務局長

時期を直すということね。ただ、上、神奈川県が 99 年 10 月と書いてあるから、多分それ以降にと言いたかったんだらうなと思っています。

○清水総務局参事

ただ、神奈川で条例ができたときには、2市1町だけじゃなくて、それに富士宮、函南も加わっているし、それ以降においても制定される状況があるよという。

○内藤総務局長

富士宮とか函南のことも書きたいということ？

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

じゃあ、97 年の。

○福田土地対策課長

そのつもりで書いたのかよく分からないな。

○清水総務局参事

ここの考察のところで、神奈川県で規制が強化された条例が施行された時期には、北駿地域2市1町に加えて富士宮、函南でも独自条例が制定されるなどって、もう制定されている状態だったので、例えば富士宮、函南もここにはいてほしい。

○内藤総務局長

そうですね。97年10月からという形で。

○福田土地対策課長

分かりました。間違っているのです。

○内藤総務局長

もう1つは、考察の2ポツ目の、「山梨県においてが規制を強化し」は、「が」は要らない。

以上です。

その他何かありますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かい、さっきのスペースの問題。7ページの3行目の最後、「とする」の「と」と「す」の間にスペースが入っていると思う。

○内藤総務局長

どこですか？

○福田土地対策課長

何ページですか？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

7ページ。

○福田土地対策課長

7ページ。

○望月盛土対策課長

これって、プリンターが違くと違うのかな。

○大川井森林保全課長

プリンターが違くと。

○福田土地対策課長

ここ、改行されちゃっているな。こっちだと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

プリンターによって違うのかな。

○内藤総務局長

本当だ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

空いているよね。

○大川井森林保全課長

空いてる。

○片山廃棄物リサイクル課長

どこだか分からん。

○清水総務局参事

分かりませんよね。

○福田土地対策課長

そこで改行されちゃっているんですよ。ちょうど「と」と「す」の間。変わるのかな。恐らく入っているんだから。

○大川井森林保全課長

プリンターによって変わっちゃうんですかね。

○福田土地対策課長

変わるのかな。

○内藤総務局長

我々のはちゃんと「と」で改行はされているですよ。ここがこうなっているんですね。

○清水総務局参事

ここ？

○福田土地対策課長

入っているんでしょう。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
もっと細かく言うと、ここはずれている。
- 福田土地対策課長
スペース確かに入っているんですよ。
- 清水総務局長
本当だ。
- 大川井森林保全課長
僕のはこうなっていて、杉本さんのはこうなっているんですよ。
- 清水総務局長
へえー。
- 内藤総務局長
ここは何なんだろう？
- 福田土地対策課長
これ、恐らく文書を整えるためにスペース入れてあるところがある。
- 望月盛土対策課長
これは明らかにプリンターだよ。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
プリンターだよ、多分ね。
- 内藤総務局長
プリンターが違うと違うんだよね。
- 清水総務局参事
ということなんですね。注意が必要ですね。
- 福田土地対策課長
やっぱり詰めちゃったほうがいいのか。こういうことにならないために。
- 清水総務局参事
そうかもしれないですね。

○内藤総務局長

あまりスペースでやらないほうがいいかもね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

次の8ページの上から6行目のところの「全国一律の規制」と書いてある。その「の」と「規制」の間にスペース入っているんですよ。

○清水総務局参事

ここか。ここですよ。

○内藤総務局長

ああ。それは空いているよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは空いている？

○清水総務局参事

それは空いています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは空いているんだ。

○福田土地対策課長

これは本当だ、空いてあるよね、確かに。これは間違っているかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ごめんなさい。スペース問題が。

○福田土地対策課長

スペース全部詰めよう。駄目だね。

○内藤総務局長

じゃあ、そのまま8ページに入ってもよろしいですか。

○福田土地対策課長

はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

一番下のポツって左寄せにするんでしたでしょうか。これ。

○清水総務局参事

ちょっとへこんでいます？これ。へこんでいますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

確かにへこんでいるね。

○福田土地対策課長

何ページですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

8ページの一番下。

○内藤総務局長

最後のポツがちよっと1文字分、左へ。

○清水総務局参事

1文字こちらに寄せたほうがいいですね。左に寄せたほうがいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

左寄せでいいですよ。これもプリンターですかね。

○清水総務局参事

いや、これはプリンターじゃないと思います。行頭なので。

○内藤総務局長

それで、すみません。再発防止に向けて対策のところは、ポツ、ポツ、ポツと3ポツあるんですけど、ほかのみんなは(1)何とか、(2)何とかって書いてくれているので、例えば、最初のポツは(1)静岡県盛土等の規制に関する条例の制定とか、(2)は条例に基づく対策の強化とか、(3)が盛土対策会議の設置とか、何かタイトルをつけたいんです。その上で、さっきの森林みたいに今後の対策とかで。

○福田土地対策課長

副題みたいな。

○内藤総務局長

そうですね。ただ、これって全部あれかな。災害後にやった取り組みなのか、全部。

○福田土地対策課長

そうですね。どういう形にするか。

○内藤総務局長

そのほかないでしょうか。

○清水総務局参事

私は大丈夫です。

○内藤総務局長

いいですか。皆さんもよろしいですか。

じゃあ、土採取条例はこれで最終版。次は。

○清水総務局長

やるんですか？

○内藤総務局長

ん？

○福田土地対策課長

やります？

○内藤総務局長

全体のものってどうするんですか？

○清水総務局参事

全体のは、もう明日のつもりです。

○内藤総務局長

分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

全体のは送られてきたんでしたでしょうか？

○清水総務局参事

送っています。

○内藤総務局長

じゃあ、今日はここまでということで、その他。その他何か連絡事項等がありましたらお

願います。

○清水総務局参事

明日やる順番って、都計、全体、廃棄物ぐらいのイメージでいいですか。大丈夫ですか。

○内藤総務局長

大丈夫ですか？

○片山廃棄物リサイクル課長

先にやってとっとと帰ってくる。

○内藤総務局長

それならそれでもいいよ。都計を先にやって、そうしたら帰れるじゃないですか。

○清水総務局参事

ん？都計は。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物をやれば。

○内藤総務局長

都計じゃない。廃棄物。

○清水総務局参事

明日ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

修正作業を。明日の話。

○清水総務局参事

今はあれじゃないですよ。条例。なので、どっちがいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

明日の1番にしてもらって。明日の1番。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

直せばですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、先にやるほうが、直せる時間が1時間でも2時間でも早いよね。

○福田土地対策課長

でも、データが来ている。

○清水総務局参事

昨日、全体の話ですか。

○福田土地対策課長

全体じゃなくて廃棄物。

○清水総務局参事

廃棄物は法務課に渡したやつを昨日送りましたけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

法務課に行っているやつなので、その後の修正があるので。

○福田土地対策課長

そういうことなんです。なので、これをやるわけじゃないということ。

○内藤総務局長

なので、それは明日の直前ぐらいに来る感じ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうやって考えると。

○清水総務局参事

なので、何と言うんでしょうか、うまく言えないですけど、交通基盤部が月曜日に部長に入ることを思うと、都計と全体を先に上げておいたほうがですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

部として、部長が見るとして。

○清水総務局参事

その全体のこの部のスケジュールの中で、そっちのほうがそっちに影響が出ないなど思っていますね。仮に。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、次でいいです。都計法の後で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ありがとうございます。すみません。

○清水総務局参事
そのほうがいいですね。もし仮に廃棄物ができなかったとしても、何か時間を。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。分かりました。すみません。

○内藤総務局長
じゃあ、そういうことで。次第の3、次回の会議については、明日の1時。

○清水総務局参事
あした1時。じゃあ、1時5分ぐらい。10分違うだけです。

○内藤総務局長
1時5分に集合してください。

○片山廃棄物リサイクル課長
杉本さんは4時半撤収。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
都計法と。

○内藤総務局長
5時21分に。

○清水総務局参事
新幹線に乗る。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
乗りたいなど。

○清水総務局参事
どんなに、確かに4時半ぐらいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

4時半か。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
45分でもいいですよ。

○内藤総務局長
明日は4時45分まで。
それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。